

資料

事務事業調書

事務事業調書
（市民部会）

事務事業番号	事務事業名
32151	消費生活相談事業

		事務事業の現況	
市 名		小田原市	南足柄市
事務事業概要		専門知識を有する消費生活相談員(非常勤特別嘱託員)が電話・来庁等による住民からの消費生活相談を受け、斡旋や適切な助言を行う。相談の対象者は本市、足柄下郡3町(箱根町、真鶴町、湯河原町)に在住・在勤・在学する方。	専門知識を有する消費生活相談員(非常勤特別嘱託員)が電話・来庁等による住民からの消費生活相談を受け、斡旋や適切な助言を行う。相談の対象者は本市、足柄上郡5町(中井町、大井町、松田町、山北町、開成町)に在住・在勤・在学する方。
実施方法等		専門知識を有する消費生活相談員(非常勤特別嘱託員)が電話・来庁等による住民からの消費生活相談を受け、斡旋や適切な助言を行う。相談の対象者は本市、足柄下郡3町(箱根町、真鶴町、湯河原町)に在住・在勤・在学する方。 相談日は、月～金曜日の週5日(年末年始及び祝日を除く)。時間は9:30～12:00と13:00～16:00。	専門知識を有する消費生活相談員(非常勤特別嘱託員)が電話・来庁等による住民からの消費生活相談を受け、斡旋や適切な助言を行う。相談の対象者は本市、足柄上郡5町(中井町、大井町、松田町、山北町、開成町)に在住・在勤・在学する方。 相談日は、月～金曜日の週5日(年末年始及び祝日を除く)。時間は9時30分～正午と13時～16時。
水準	相談員現員数	5人(相談は原則2～3人体制)	相談員4名(平成28年10月1日現在) (月、水、金は、相談員2人体制、火、木は、相談員1人体制)
	相談員	消費生活相談員(非常勤特別嘱託員)	消費生活相談員(非常勤特別嘱託員)
	開設日時	月曜日～金曜日の週5日(年末年始及び祝日を除く) 午前9時30分～正午 13時～16時	月曜日～金曜日の週5日(年末年始及び祝日を除く) 午前9時30分～正午 13時～16時
	相談員報酬	日額 10,000円	相談員…日額10,000円(交通費は、実費を支給)
	相談件数(H25～27)	H27…1,208件(苦情 1,120件 問合せ 88件) H26…1,434件(苦情 1,382件 問合せ 52件) H25…1,397件(苦情 1,329件 問合せ 68件)	H27…456件(苦情 414件 問合せ 42件) H26…449件(苦情 390件 問合せ 59件) H25…447件(苦情 394件 問合せ 53件)

調整方針(案)		
調整(案)内容	小田原市の現行を維持する。小田原市が足柄下郡3町(箱根町・真鶴町・湯河原町)南足柄市が足柄上郡5町(中井町・大井町・松田町・山北町・開成町)と協定を結んで、広域連携をしているため、対象が2市8町となる予定である。	
調整内容決定の考え方	相談員現員数については類似団体事例から5人とする。窓口体制は相談件数の実績から小田原市の現行で対応可能とする。	
水準	相談員現員数	5人
	相談員	通常2人体制
	開設日時	月曜日～金曜日の週5日(年末年始及び祝日を除く) 午前9時30分～正午 13時～16時
	相談員報酬	日額 10,000円
	相談件数(H25～27)	H27…1,664件(苦情1,534件 問合せ130件) H26…1,883件(苦情1,772件 問合せ111件) H25…1,844件(苦情1,723件 問合せ121件)
調整方針の区分	②小田原市の例により統合 a:合併時	

事務事業番号	事務事業名
033197	女性弁護士による無料法律相談

		事務事業の現況	
市名		小田原市	南足柄市
事務事業概要			女性弁護士によるDVなどに関係する法律を主とする女性からの相談に対応する。
実施方法等			原則、毎月第2火曜日の午後に「無料法律相談」の相談事業を実施。 DVをはじめとする夫婦間の問題や子どもの親権に関することなど、女性が抱える悩みごとに法律的な手段の紹介や関係機関の案内をするなど、問題解決に向けた相談支援事業を行う。
水準	弁護士の報酬		1回30,000円。予約がなければ実施はしない。
	予約の方法		対象は女性限定。市民は相談日の2か月前の同日（水曜日の場合は、翌日）から予約開始。市外の方は予約が空いている場合、相談日の1週間前の火曜日から予約可能。
	相談時間等		毎月第2火曜日 午後2時15分～5時15分 相談時間は、一人45分で4件まで。 ○H27年度：8回 23件実施

		調整方針（案）	
調整（案）内容		南足柄市の事務処理方法を適用する。	
調整内容決定の考え方		相談員で対応のできない法律相談があるため。	
水準	弁護士の報酬	1回30,000円。予約がなければ実施はしない。	
	予約の方法	対象は女性限定。市民は相談日の2か月前の同日（水曜日の場合は、翌日）から予約開始。市外の方は予約が空いている場合、相談日の1週間前の火曜日から予約可能。	
	相談時間等	毎月第2火曜日 午後2時15分～5時15分 相談時間は、一人45分で4件まで。 ○H27年度：8回 23件実施	
調整方針の区分		③南足柄市の例により統合 a:合併時	

事務事業番号 33211	事務事業名 市民功労表彰事務 表彰審議会に関すること
-----------------	----------------------------------

		事務事業の現況	
市名		小田原市	南足柄市
事務事業概要		小田原市に関する学術、文化、教育、福祉等について、特別な研究を行い、または功績のあった個人・団体、国や世界レベルで大きな記録を樹立したり、成果を上げたりすることで市民に明るい希望と誇りを与え、小田原の名を高めた個人・団体を表彰する。	市の政治、経済、教育、文化、社会その他各般にわたって、市の発展に寄与し、又は市民の模範と認められる行為があつた者を表彰し、もって市政の伸展と民風の高揚を図ることを目的とする。
実施方法等		9月締切りで庁内に推薦依頼。10月に審査会を実施し、受賞者を決定する。1月の成人式と同じ日に市民会館にて表彰式を開催。	10月上旬締切りで庁内に推薦依頼。11月に表彰審議会を実施し、被表彰者を決定する。1月の賀詞交換会と同じ日に、文化会館にて表彰式を開催。
水準	記念品	ほう賞金 功労賞100,000円×5 栄誉賞30,000×1 バッチ	功労表彰@10,800とバッチ、善行表彰@9,720、一般表彰@7,560
	人数	上限 6人(団体) 6人(平成27年度実績)	上限なし 功労表彰3人、善行表彰3人、一般表彰5人(平成27年度実績)
	対象	小田原の名を高めた個人・団体	市の発展に寄与し、又は市民の模範となる行為があつた者
	時期	推薦9月締切り、10月審査会、11月決定、1月表彰式	推薦10月上旬締切り、11月表彰審議会、11月決定、1月表彰式
	審査委員	副市長、理事、企画部長、総務部長、市民部長	副市長、審議会委員(知識経験を有する者4人以内)

		調整方針(案)
調整(案)内容		市民功労表彰と一般表彰を統合し、南足柄市の功労表彰、善行表彰を別の表彰事業と統合する。
調整内容決定の考え方		市民功労表彰と一般表彰を統合し、南足柄市の功労表彰、善行表彰を別の表彰事業と統合する。 功労者の水準は小田原市と南足柄市で調整する。
水準	記念品	10万円の範囲内で市長の定める額
	人数	上限 7人(団体)
	対象	市の名を高めた個人・団体
	時期	推薦9月締切り、10月審査会、11月決定、1月表彰式
	審査委員	副市長、理事、企画部長、総務部長、市民部長
調整方針の区分		②小田原市の例により統合 a:合併時

事務事業調書
（文化部会）

事務事業番号	事務事業名
51114	アウトリーチ事業開催事務

		事務事業の現況	
市名		小田原市	南足柄市
事務事業概要		小学校等に芸術家を派遣し、子どもたちが質の高い芸術に触れる機会を提供する。	
実施方法等		実施先との日程・内容の調整、出演者との調整、当日の会場設営・アンケートの実施	
水準	対象	小田原市内の小学校・病院・養護学校等	
	回数	24箇所 33回	
	時期	通年 主に9月から12月まで	
	参加者数	6048人 (H27: 生徒 5096人 先生、保護者等 952人)	

調整方針（案）		
調整（案）内容	小田原市の事務処理方式を適用する	
調整内容決定の考え方	小田原市の事務処理方式を適用するが、回数を増加	
水準	対象	市内の小学校・病院・養護学校等
	回数	30箇所（小田原市の実施実績＋南足柄市の小学校を想定）
	時期	通年 主に9月から12月まで
	参加者数	6500人程度
調整方針の区分	②小田原市の例により統合 a:合併時	

事務事業番号	事務事業名
55107	学習情報の収集及び発信事務

		事務事業の現況	
市名		小田原市	南足柄市
事務事業概要		市内で行われている生涯学習情報の一元化した収集及び発信する事務	市民が幅広い学習情報を得られるよう、人材バンク及び団体・サークルの情報を収集し整理したものを総合的な学習情報誌として発行している。(年1回)
実施方法等		以下の業務を特定非営利活動法人小田原市生涯学習推進員の会に委託 ・キャンパスおだわらHPの作成・更新 ・講座情報等を一元化した情報誌の毎月発行 ・施設情報や団体・サークル情報等を掲載した「自分時間手帖」の発行(年1回) ・PLANETかながわへの情報提供	次の業務を生涯学習課で実施 ・市民活動ガイドブック～生涯学習編～の作成・更新(年1回)
水準	月刊誌発行部数	10,000部/月 誌名「キャンパスおだわら」	該当なし
	年刊誌発行部数	10,000部/年 誌名「自分時間手帖」	300部(平成27年度)
	HP作成更新、PLANETかながわへの情報提供頻度	情報を得次第随時(情報誌、自分時間手帖等発行時等)	情報を得次第随時更新(市民活動ガイドブック～生涯学習編～については、情報誌発行後の加除修正はHPのみ)

調整方針(案)		
調整(案)内容	小田原市の事務処理方式を適用する。	
調整内容決定の考え方	生涯学習情報の一元化した収集及び発信できるため、市民も検索しやすくなる。	
水準	月刊誌発行部数	11,000部
	年刊誌発行部数	11,000部
	HP作成更新、PLANETかながわへの情報提供頻度	情報を得次第随時(情報誌、自分時間手帖等発行時等)
調整方針の区分	②小田原市の例により統合 a:合併時	

事務事業調書
（環境部会）

事務事業番号	事務事業名
62103	燃せるごみの減量推進事業

事務事業の現況

市 名	小田原市	南足柄市	
事務事業概要	燃せるごみの減量に向け、分別状況調査等を実施して実態をつかむとともに、指定ごみ袋制を導入するなど、燃せるごみに含まれる資源化可能なごみの分別を図り減量を推進する。特に燃せるごみの約4割を占める生ごみについては、段ボールコンポストを使った家庭での排出抑制を象徴的な取組として、企業、地域、学校、クラブ等と協力して進める。また、西湘地域全体でごみの減量意識を高めていく。	燃えるごみの減量に向け、調査等を実施して実態をつかむとともに、燃えるごみに含まれるごみの分別を図り減量を推進する。段ボールコンポストを使った家庭での排出抑制を取組として進める。	
実施方法等	ごみ減量の効果的な方策の一つとして、指定ごみ袋制を導入している。さらに市民団体である生（いき）ごみクラブ、障がい者施設ありこホーム、各大型店、地域、学校、県西地域1市8町などと協力し、生ごみの排出抑制を図るとともに、各分別品目の分別を推進する。	ごみ減量の効果的な方策の一つとして、指定ごみ袋制を導入している。	
水準	燃せるごみの実態把握事業	年3回の分別状況調査を実施し、結果を自治会へ公表。	
	指定ごみ袋販売事業	450、300、200、100の4種類の燃せるごみ用の指定ごみ袋を製作し、登録販売店へ販売する。 【歳出64、204千円、歳入100、822千円】	450、300、200、100の4種類の燃せるごみ用の指定ごみ袋を製作し、登録販売店へ販売する。
	ごみの分別の区分	9分別18品目 ①燃せるごみ、②紙・布類（新聞、雑誌、段ボール、紙バック、その他紙、布類）、③ペットボトル、④トレー類・プラ表示のあるもの、⑤かん類、⑥びん類、⑦燃せないごみ（金属類、プラスチック製品、電気製品、小型家電、陶器類、ガラス類を含む）、⑧スプレー缶など（スプレー缶、蛍光灯、乾電池ほか、ビデオテープ等、廃食用油）⑨大型ごみ	6分別21分類 ①燃えるごみ、②ペーパーリサイクル（新聞チラシ、雑誌類、ダンボール、布類、飲料用紙バック、ミックスペーパー）③ペット・プラ（ペットボトル、プラスチック容器）④燃えないごみ（かん類、金物類、小型家電類、ビン・ガラス類、プラスチック類、スプレー缶類、セトモノ類、乾電池、蛍光灯類、廃食用油）、⑤剪定枝、⑥粗大ごみ ※剪定枝に係る経費（収集3700千円、処理2942千円）
	報徳小地区モデル事業	報徳小地区モデル事業は、週2回程度、地域で集めた生ごみ（70世帯分）を小学校の生ごみ処理機を使い堆肥化し、できた堆肥を地域で活用している。 【歳出 878千円】	該当事業なし。
	段ボールコンポスト推進事業	段ボールコンポストの配布 本市の世帯数の約1割に当たる8000世帯に段ボールコンポストを配布することを目標に、生（いき）ごみクラブ等と協力して商業施設店頭での説明会等を実施中。年30回程度実施。 【歳出 1、662千円、歳入 473千円】 生ごみサロン等開催事業 段ボールコンポストを配布した方へのフォローとして、生（いき）ごみクラブが年に3回×9地区のサロン活動と年3回程度の生（いき）ごみ通信の発行等を行っている。 【歳出 100千円】 企業、地域、学校等との連携事業 事業者や地域、学校から協力を得て、ごみ減量や段ボールコンポスト推進をそれぞれの実情に合わせて実施。 広域への展開事業 燃せるごみの減量を西湘地域2市8町で協力して実施する。まずは段ボールコンポストの浸透を図る。	環境課において段ボールコンポストを販売。

調整方針（案）

調整（案）内容	段階を追って、小田原市の水準で実施する。 剪定枝に関しては、再資源化方法等を検討する。	
調整内容決定の考え方	小田原市の水準で検討するが、取り組み内容は、指定ごみ袋の販売店制度、段ボールコンポストの生（いき）ごみクラブ、学校、企業との連携など、市民による活動、地域による取り組み、地域、企業、学校との協力による部分が多く含まれるため、合併時にとらわれず時間をかけて徐々に小田原市の水準に近づけていく。	
水準	燃せるごみの実態把握事業	小田原市の水準で実施
	指定ごみ袋販売事業	規格、販売価格、登録販売店制度等、小田原市に準ずるが、特に、南足柄市内の事業者等への説明に時間を要する。
	ごみの分別の区分	小田原市の水準で調整する。 剪定枝については量の問題があり、新たな収集方法、処理方法を検討する。 それぞれの収集方法、処理方法も小田原市の水準を適用するため、処理内容、処分先等について検討に時間を要する。
	報徳小地区モデル事業	小田原市の水準で実施
	段ボールコンポスト事業	2市とも取り組んでいる事業なので小田原市の水準で実施。 南足柄市民にも生（いき）ごみクラブへの参加を促していく。
調整方針の区分	①新たな事務事業・実施水準に再編 b:合併後	

事務事業番号	事務事業名
62117	古紙リサイクル事業

事務事業の現況			
市名	小田原市	南足柄市	
事務事業概要	本市の古紙回収システムは自治会、小田原市古紙リサイクル事業組合（以下古紙組合という）、行政の三者の協力により実施しており、住民は、ごみステーションに紙布類を搬出し、古紙組合は確実に収集を行い、行政は紙布類の収集量と相場に応じて協力金を支払うというシステムとなっている。 また、この協力体制のもとで、古紙回収量の減少対策として、燃せるごみに含まれる紙類の分別を進めるため、小さな紙も紙の目に出していただくよう、その他紙の分別や高齢世帯の戸別収集等の施策を実施している。	該当なし	
実施方法等	このシステムは、収集量に応じた売却益を収集費に充てる方法で、不足分を協力金として市から古紙組合へ支出している。新聞離れなどにより、古紙の回収量が減少しているため、その他紙等、燃せるごみに含まれる紙布類を確実に分別するため、小さな紙も紙の目に出していただくよう、その他紙の分別に力を入れてその他紙用袋の配布事業に取り組んでいる。 高齢者のごみ出し対策、紙布類の収集量確保、自治会加入のメリットなど、それぞれの目的から、古紙リサイクル事業組合、自治会と協力し、高齢世帯の紙布類の戸別収集を平成27年度から登録制で始めた。	古紙に関してはペーパーリサイクル業務委託で対応している。	
水準	古紙リサイクル事業	自治会、古紙組合、行政の三者の協力による古紙布類の回収リサイクル事業の確立。 組合は、確実に収集する。 住民は家庭内で発生する紙をごみステーションに排出する。 行政は紙布類の収集量と相場に応じて協力金を支払う。	該当なし
	その他紙分別推進事業	燃せるごみに含まれる紙類の分別を進めるため、特に、その他紙に力を入れ、その他紙用袋の配布協力店を募るなど、全市を挙げた活動展開を進めている。 市広報やごみ減量説明会等でのその他紙分別、高齢世帯戸別収集の説明。 希望者へその他紙用袋の配布。その他紙用袋配布協力店 30店舗程度。	該当なし
	高齢者世帯戸別収集事業	高齢世帯戸別収集登録件数 200件程度。 対象を70才以上の高齢者または、高齢者と障がい者、障がい者だけの世帯。	該当なし

調整方針（案）		
調整（案）内容	小田原市の水準を適用する。 古紙リサイクル事業組合による収集業務を行う。	
調整内容決定の考え方	ごみステーションによる現在の収集サービスと「その他紙」等の分別区分を小田原市の水準を適用し、かつ、コストを安く抑えるためには、本市の水準に合わせ、小田原市古紙リサイクル事業組合との協定による紙布類のリサイクルが望ましい。	
水準	古紙リサイクル事業	3者協力による収集システムの確立。 家庭で発生する紙布類を徹底してごみステーションで回収する。
	その他紙分別推進事業	「その他紙」の収集を推進し、燃せるごみに含まれる紙布類の分別を進める。
	高齢者世帯戸別収集事業	高齢世帯向けのサービスとして、75才以上の高齢者のみ、または、高齢者と障がい者だけの世帯を登録制で、古紙布類の戸別収集を実施する。
調整方針の区分	②小田原市の例により統合 a:合併時	

事務事業番号	事務事業名
62152	受入れごみ計量・処理業務

		事務事業の現況	
市名		小田原市	南足柄市
事務事業概要		・搬入一般廃棄物及び排出物の計量（焼却灰ほか）及び手数料の収納 ・計量データの管理 ・一般廃棄物管理票の販売 ・土曜搬入業者の車両登録 ・一般廃棄物収集運搬許可業者及び土曜搬入業者の車両登録 ・プラットフォームでの廃棄物の受入れ・破砕処理	・搬入一般廃棄物の計量及び手数料の収納 ・計量データの管理 ・一般廃棄物収集運搬業者の車両登録（重量） ・プラットフォームでの廃棄物の受入れ・破砕処理・金属類を使っている物の解体分別処理
実施方法等		一般廃棄物及び排出物の計量ごみの受付及び計量を行い、料金の徴収を行うとともに、計量データの取りまとめ・管理を実施する。 小動物の持ち込み手数料の収納 一般廃棄物管理票の受理（多量排出事業者が事業系一般廃棄物を市の処理施設に持ち込む際に提出が必要）及び販売、売り捌き金の収納を行う。 土曜搬入業者の（申請受付）車両登録及び一般廃棄物収集運搬許可業者の車両登録を実施する。 また、本人による持込を原則としているため、本人以外（代理人や業者）による持込の際は、委任状を提出を求めている。 プラットフォームでの廃棄物の受入れのため、ごみ収集車や一般車等のごみピットへの誘導・搬入補助を実施し、プラットフォーム内での安全管理に努めるとともに、清掃・用具の整理整頓等の管理を行う。 また、火災廃材等の破砕処理を実施する。	・一般廃棄物の受付及び計量を行い、料金の徴収を行うとともに、計量データの取りまとめ・管理を実施する。 ・小動物の持ち込み手数料を収納する。 ・一般廃棄物収集運搬業者の車両登録を実施する。 ・プラットフォームでの廃棄物の受入れ、破砕を要するゴミが溜まってきたら破砕処理をする。 ・清掃・用具の整理整頓等の管理を行う。 ・火災廃材等の破砕処理を実施する。 ・ベッドマットや座椅子等金属類を使用しているゴミを解体し金属を分別する。（手作業）
水準	持込み受付時間（月曜日～金曜日）	午前8時20分～11時30分 午後1時00分～4時00分	午前8時30分～午後4時00分（祝日は除く）
	持込み受付時間（祝日の月曜日～金曜日と土曜日）	第2土曜日・祝日 午前8時20分～11時00分	毎週土曜日 午前8時30分～午前11時30分
	持込み処理手数料	1kgにつき25円（5kg単位）、廃材木の場合は1kgにつき30円（5kg単位）、小動物は1匹1700円	破砕を要するごみ（1辺が50cmを超える）10kgにつき360円（秤は四捨五入） その他のごみ10kgにつき240円、小動物は1匹1,200円
	一般廃棄物管理票	一冊1,500円（100セット4枚複写）	無し
	破砕処理の取扱い基準	植木、枝、板くずは、長さ50cm以下、直径30cm以下にひもで束ねる。	火災廃材等受け入れ基準（破砕を要するごみ）；長さ2m以内、太さ20cm以内

調整方針（案）		
調整（案）内容	小田原市の実施方法を新市に引き継ぐ。	
調整内容決定の考え方	2市間で基本的な業務内容は変わらないが、土曜・祝日の受入れや一般廃棄物管理票の取り扱いが異なるため、小田原市の実施方法を引き継ぐこととする。	
水準	持込み受付時間（月曜日～金曜日）	午前8時20分～11時30分 午後1時00分～4時00分
	持込み受付時間（祝日の月曜日～金曜日と土曜日）	第2土曜日・祝日 午前8時20分～11時00分
	持込み処理手数料	Aランクで協議
	一般廃棄物管理票	一冊1,500円（100セット4枚複写）
調整方針の区分	②小田原市の例により統合 a:合併時	

事務事業調書
(福祉医療部会)

事務事業番号	事務事業名
71120	避難行動要支援者名簿及びマップ作成事業

		事務事業の現況	
市名		小田原市	南足柄市
事務事業概要		ひとり暮らし高齢者や障がい者など、災害時に援護を要する方々の所在を把握し、安否確認や避難誘導及び救出をするために必要な情報等を記載した地図等を作成する。	ひとり暮らし高齢者や障がい者など、災害時に援護を要する方々の所在を把握し、安否確認や避難誘導及び救出をするために必要な情報等を記載した地図等を作成する。
実施方法等		①要支援者より民生委員の協力のもと、同意書を提出。 ②避難行動要支援者管理システムに情報を登録し、名簿、マップを作成。 ③自主防災組織代表（自治会長）、民生委員、消防に情報提供 ※災害対策基本法により名簿の作成が義務付けられている。	・災害時要援護者として登録した人の情報を自治会等地域住民と共有し、災害の避難支援を円滑に行うために、名簿及びマップを作成する。 ・月1回、異動情報を反映させ名簿の更新を行う。更新した名簿は民生委員・児童委員に配布。 ・登録申請は、障害者手帳の交付時や高齢者の対象年齢到達時に市の窓口や民生委員・児童委員の訪問時に受け付けている。 ・年1回、民生委員・児童委員が登録者を戸別訪問して内容確認を行い、名簿とマップを更新する。
水準	登録者数	3,496人（平成28年8月現在）	2,375件（平成28年8月現在）
	対象者	①高齢者（一人暮らし、寝たきり、認知症又は虚弱の高齢者で名簿登録に同意したもの） ②障がい者（身体障害者手帳又は療育手帳所持者で名簿登録に同意したもの） ③その他（災害発生時に援護を必要とする者で名簿登録に同意したもの）	①高齢者（65歳以上で名簿登録に同意したもの） ②障害者（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者で名簿登録に同意したもの） ③その他（災害発生時に援護を必要とする者で名簿登録に同意したもの）
	項目	①対象者情報（氏名、生年月日、住所等） ②本人及び世帯状況（寝たきり、一人暮らし等） ③緊急連絡先 ④特記事項 ⑤地区担当民生委員	①対象者情報（氏名、生年月日、住所等） ②本人及び世帯状況（寝たきり、一人暮らし等） ③緊急連絡先 ④特記事項 ⑤地区担当民生委員
	小田原市避難行動要支援者管理システム保守管理	324,000円/年	該当なし
	名簿及びマップ作成	名簿：月1回 マップ：年2回更新	名簿：月1回 マップ：年1回更新

調整方針（案）		
調整（案）内容	小田原市の事務処理方法を適用する。 ただし、現在の対象者を継続。	
調整内容決定の考え方	小田原市の事務処理方法を適用する。	
水準	登録者数	5,871人（3,496人+2,375人） ※現在の登録者の合計
	対象者	①高齢者（一人暮らし、寝たきり、認知症又は虚弱の高齢者で名簿登録に同意したもの） ②障がい者（身体障害者手帳又は療育手帳所持者で名簿登録に同意したもの） ③その他（災害発生時に援護を必要とする者で名簿登録に同意したもの）
	項目	①対象者情報（氏名、生年月日、住所等） ②本人及び世帯状況（寝たきり、一人暮らし等） ③緊急連絡先 ④特記事項 ⑤地区担当民生委員
	小田原市避難行動要支援者管理システム保守管理	324,000円/年
	名簿及びマップ作成	名簿：月1回 マップ：年2回更新
調整方針の区分	②小田原市の例により統合 a:合併時	

事務事業番号	事務事業名
072118	外出支援サービス事業

		事務事業の現況	
市名		小田原市	南足柄市
事務事業概要		該当なし (要介護認定3以上の高齢者に対して、在宅高齢者福祉タクシー利用助成事業を実施)	市単独事業で実施。 ハンディキャップ車輛で、医療施設、福祉施設等への送迎を行う。社会福祉協議会に委託。距離に応じた利用者負担あり(②～④は社会福祉協議会事業) ・対象者・・・65歳以上の在宅の方 ①介護保険要介護認定3～5の方 ②身体障害者手帳の視覚障害1、2級の方 ③下肢不自由で人工透析を必要とする方 60歳以上の方 ④身体障害者手帳下肢障害1、2級の方
実施方法等			申請書の様式等を作成し、随時申請受付を行う。申請は、南足柄市地域包括支援センターで受け付けている。(対象以外の方は社会福祉協議会で受付)受付終了後、該当、非該当を判定し、申請者に結果を通知する。利用者は利用日予約等について、社会福祉協議会へ連絡をし、予約する。
水準	申込時期		4月に更新申請を受付。新規は随時
	申請方法等		申請を受け、交付決定。その後、利用者は直接社会福祉協議会へ連絡をし、予約する。
	処理人数		H27年度登録者45名、利用延回数220回

調整方針(案)		
調整(案)内容	廃止する。	
調整内容決定の考え方	同事業は高齢者や障がい者を対象に実施しており、南足柄市社会福祉協議会へ委託しているが(高齢介護課からは高齢者分を委託)、高齢者の利用者数は減少しているため、高齢者分の委託を廃止する。	
水準	申込時期	—
	申請方法等	—
	処理人数	—
調整方針の区分	⑤廃止	a:合併時

事務事業番号 072123	事務事業名 成年後見制度利用支援事業
------------------	-----------------------

		事務事業の現況	
市名		小田原市	南足柄市
事務事業概要		①市長が行う後見開始等の審判請求にかかる費用及び後見人等に対する報酬を助成。 ②市民後見人の養成・活動支援等について、学識経験者、弁護士等による推進会議の開催。	任意事業（その他事業）として実施。 ①市長が行う後見開始等の審判請求及び後見人等への報酬助成
実施方法等		①老人福祉法第32条、知的障害者福祉法第28条又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第51条の11の2の規定に基づき、市長が行う民法第7条等に規定する後見開始等の審判請求を行うとともに、審判請求にかかる費用及び後見人等に対する報酬を支弁する。 ②小田原市における市民後見人の養成・活動支援等に関する事項について、情報・意見交換及び連絡調整を行う。	①老人福祉法第32条、知的障害者福祉法第28条又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第51条の11の2の規定に基づき、市長が行う民法第7条等に規定する後見開始等の審判請求を行うとともに、審判請求にかかる費用及び後見人等に対する報酬を支弁する。
水準	助成対象者	・生活保護を受けている者及びこれに準ずる者 ・成年後見制度の利用に要する費用を負担することが困難であると市長が認める者	・生活保護を受けている者及びこれに準ずる者 ・成年後見制度の利用に要する費用を負担することが困難であると市長が認める者
	対象費用	申立手数料（収入印紙）、登記手数料（収入印紙）、郵便切手代、診断書料、鑑定費用、後見人等報酬	申立手数料（収入印紙）、登記手数料（収入印紙）、郵便切手代、診断書料、鑑定費用、後見人等報酬
	後見人等報酬助成額	在宅：月額28,000円、施設：月額18,000円（上限）	在宅：月額28,000円、施設：月額18,000円（上限）
	市民後見に対する取組	あり	なし

調整方針（案）		
調整（案）内容	小田原市の事務処理方法を適用する。	
調整内容決定の考え方	現在、成年後見制度利用支援事業（申立費用・後見人等報酬助成）は小田原市及び南足柄市ともに、同様の方法で事業を実施しているが、市民後見人の養成・活動支援等の推進にかかる事業は南足柄市では実施していないため、合併後、同様に実施する。	
水準	助成対象者	・生活保護を受けている者及びこれに準ずる者 ・成年後見制度の利用に要する費用を負担することが困難であると市長が認める者
	対象費用	申立手数料（収入印紙）、登記手数料（収入印紙）、郵便切手代、診断書料、鑑定費用、後見人等報酬
	後見人等報酬助成額	在宅：月額28,000円、施設：月額18,000円（上限）
	市民後見に対する取組	あり（推進）
調整方針の区分	②小田原市の例により統合 a:合併時	

事務事業番号 072163	事務事業名 介護給付費通知事業
------------------	--------------------

		事務事業の現況	
市名		小田原市	南足柄市
事務事業概要		介護（介護予防）サービスを利用している被保険者に対し、利用したサービスに係る総費用額等を通知することで、介護事業者による介護報酬の請求誤りや架空請求等を発見する契機とする。	介護（介護予防）サービスを利用している被保険者に対し、利用したサービスに係る総費用額等を通知することで、介護事業者による介護報酬の請求誤りや架空請求等を発見する契機とする。
実施方法等		毎年2回（2月・8月）、過去半年間におけるサービス利用に係るサービス提供事業所、利用回数、費用総額、利用者負担額を、各サービス利用者に通知する。通知は、市の介護保険事務処理システムにより発行する。	H28.3月は市のシステムにより発行したが、H28.9月以降は神奈川県国民健康保険団体連合会への委託により、毎年4回（6月・9月・12月・3月）発行する。利用者には、過去3か月間におけるサービス利用に係るサービス事業所名、サービス種類、日数、サービス費用額、利用者負担額を通知する。
水準	事業区分	地域支援事業（任意事業）	地域支援事業（任意事業）
	発送通数 （平成27年度実績）	6,942通（H27.8）、7,065通（H28.2）	1,558通（H28.3）

		調整方針（案）	
調整（案）内容		南足柄市の事務処理方法を適用する。	
調整内容決定の考え方		事務量削減のため、国保連合会に委託し、給付費通知の発送を年4回にする。	
水準	事業区分	地域支援事業（任意事業）	
	発送通数 （平成27年度実績）	15,115通	
調整方針の区分		③南足柄市の例により統合 a:合併時	

事務事業番号 072175	事務事業名 訪問型サービス事業
------------------	--------------------

		事務事業の現況	
市名		小田原市	南足柄市
事務事業概要		地域支援事業（介護予防・日常生活支援サービス事業）として実施。 ①介護予防訪問介護相当サービス事業（国基準訪問型サービス） ②基準緩和型サービス事業 ③住民主体型サービス事業 ④短期集中型サービス事業（閉じこもり・認知症・うつ等訪問型介護予防事業、食の自立支援事業）	地域支援事業（介護予防・日常生活支援サービス事業）として実施。 ①介護予防訪問介護相当サービス事業（国基準訪問型サービス） ②住民主体型サービス事業（検討中）
実施方法等		事業概要の①②③については、介護サービス提供者からの請求（介護サービス費用から利用者負担を除いた額）に対して支給する。（①②は国保連経由） ④については、「閉じこもり、認知症、うつ等訪問型介護予防事業」「食の自立支援事業」を事業委託により実施する。	事業概要の①については、介護サービス提供者からの請求（介護サービス費用から利用者負担を除いた額）に対して支給する。（国保連経由）
水準	国基準訪問型サービス事業の単位	週1回利用：266単位/回、月4回を超える場合1,168単位/月 週2回利用：270単位/回、月8回を超える場合2,335単位/月 週3回以上利用：285単位/回、月12回を超える場合3,704単位/月	週1回利用：266単位/回、月4回を超える場合1,168単位/月 週2回利用：270単位/回、月8回を超える場合2,335単位/月 週3回以上利用：285単位/回、月12回を超える場合3,704単位/月
	基準緩和訪問型サービス事業の単位	週1回利用：219単位/回、月4回を超える場合962単位/月 週2回利用：219単位/回、月8回を超える場合1,894単位/月 週3回以上利用：219単位/回、月12回を超える場合2,846単位/月	実施予定なし
	住民主体訪問型サービス事業の金額	1,000円/回（利用券方式）	検討中
	閉じこもり、認知症、うつ等訪問型介護予防事業の訪問回数	「こころのケア訪問」「栄養改善訪問相談事業」「口腔機能改善訪問相談事業」があり、それぞれ利用者宅を月2回程度、3か月間訪問。	実施予定なし
	食の自立支援事業の配食費用	普通食、特別職ともに、委託単価400円/1食、利用者負担500円/1食。	実施予定なし

調整方針（案）		
調整（案）内容	小田原市の事務処理方法を適用する。	
調整内容決定の考え方	既に小田原市にて実施している制度が多いので、小田原市の事務処理方法を適用する。	
水準	国基準訪問型サービス事業の単位	週1回利用：266単位/回、月4回を超える場合1,168単位/月 週2回利用：270単位/回、月8回を超える場合2,335単位/月 週3回以上利用：285単位/回、月12回を超える場合3,704単位/月
	基準緩和訪問型サービス事業の単位	週1回利用：219単位/回、月4回を超える場合962単位/月 週2回利用：219単位/回、月8回を超える場合1,894単位/月 週3回以上利用：219単位/回、月12回を超える場合2,846単位/月
	住民主体訪問型サービス事業の金額	1,000円/回（利用券方式）
	閉じこもり、認知症、うつ等訪問型介護予防事業の訪問回数	「こころのケア訪問」「栄養改善訪問相談事業」「口腔機能改善訪問相談事業」があり、それぞれ利用者宅を月2回程度、3か月間訪問。
	食の自立支援事業の配食費用	普通食、特別職ともに、委託単価400円/1食、利用者負担500円/1食。
調整方針の区分	②小田原市の例により統合 a:合併時	

事務事業番号 072176	事務事業名 通所型サービス事業
------------------	--------------------

		事務事業の現況	
市名		小田原市	南足柄市
事務事業概要		地域支援事業（介護予防・日常生活支援サービス事業）として実施。 ①介護予防訪問通所相当サービス事業（国基準通所型サービス） ②基準緩和型サービス事業 ③住民主体型サービス事業 ④短期集中型サービス事業（複合型介護予防教室）	地域支援事業（介護予防・日常生活支援サービス事業）として実施。 ①介護予防訪問通所相当サービス事業（国基準通所型サービス） ②住民主体型サービス事業（検討中）
実施方法等		事業概要の①②③については、介護サービス提供者からの請求（介護サービス費用から利用者負担を除いた額）に対して支給する。（①②は国保連経由） ④については、「複合型介護予防教室」を事業委託により実施する。	事業概要の①については、介護サービス提供者からの請求（介護サービス費用から利用者負担を除いた額）に対して支給する。（国保連経由）
水準	国基準通所型サービス事業の単位	要支援1・事業対象者（週1回）：378単位/回、月4回を超える場合1,647単位/月 要支援2・事業対象者（週2回）：389単位/回、月8回を超える場合3,377単位/月	要支援1・事業対象者（週1回）：378単位/回、月4回を超える場合1,647単位/月 要支援2・事業対象者（週2回）：389単位/回、月8回を超える場合3,377単位/月
	基準緩和通所型サービス事業の単位	要支援1・事業対象者（週1回）：257単位/回、月4回を超える場合1,119単位/月 要支援2・事業対象者（週2回）：266単位/回、月8回を超える場合2,313単位/月	実施予定なし
	住民主体通所型サービス事業の金額	1,000円/回（利用券方式）	検討中
	複合型介護予防教室実施回数	市内8か所で、それぞれ週1回・合計12回の教室を、送迎付きで実施する。	実施予定なし

調整方針（案）		
調整（案）内容	小田原市の事務処理方法を適用する。	
調整内容決定の考え方	事務事業概要の①～④の全てを実施している小田原市の事務処理方法を適用する。一部しか実施していない南足柄市の事務処理方法を適用する場合、小田原市で実施している②～④の事業を廃止することは現実的に難しい。	
水準	国基準通所型サービス事業の単位	要支援1・事業対象者（週1回）：378単位/回、月4回を超える場合1,647単位/月 要支援2・事業対象者（週2回）：389単位/回、月8回を超える場合3,377単位/月
	基準緩和通所型サービス事業の単位	要支援1・事業対象者（週1回）：257単位/回、月4回を超える場合1,119単位/月 要支援2・事業対象者（週2回）：266単位/回、月8回を超える場合2,313単位/月
	住民主体通所型サービス事業の金額	1,000円/回（利用券方式）
	複合型介護予防教室実施回数	市内8か所で、それぞれ週1回・合計12回の教室を、送迎付きで実施する。
調整方針の区分	②小田原市の例により統合 a:合併時	

事務事業番号	事務事業名
74118	食生活改善推進団体育成研修

		事務事業の現況	
市名		小田原市	南足柄市
事務事業概要		小田原市食生活改善推進団体の活用を図るため、生活習慣病予防のための健康づくり、食に関することなどの研修会を実施する。	南足柄市食生活改善推進団体規約の目的に基づき、会員が自主的に活動を実践し、広く南足柄市民に広がるよう研修会を実施し、育成する。また運営委員会にも出席し活動支援を行う。
実施方法等		小田原市食生活改善推進団体に対し、生活習慣病予防のための医師・保健師の講話や、健康運動指導士による運動の実技、栄養士による調理実習、栄養計算などの研修会を開催する。	南足柄市食生活改善推進団体に対し、生活習慣病予防のための講話や栄養価計算などの研修会を年1回開催する。
水準	研修回数	年7回	年1回
	研修内容	生活習慣病予防のための医師・保健師の講話や、健康運動指導士による運動の実技、栄養士による調理実習、栄養計算など。	生活習慣病予防のための講話や栄養価計算、先進自治体視察等
	費用	無料	無料

調整方針（案）		
調整（案）内容	小田原市の事務処理方法を適用する	
調整内容決定の考え方	南足柄市で実施している内容は小田原市でも実施しているため、小田原市の研修会を行う。	
水準	研修回数	年7回
	研修内容	生活習慣病予防のための医師・保健師の講話や、健康運動指導士による運動の実技、栄養士による調理実習、栄養計算
	費用	市主催のものは無料 他に団体主催で研修会を実施している（年会費あり）。
調整方針の区分	②小田原市の例により統合 a:合併時	

事務事業番号	事務事業名
74127	健康手帳交付事業

		事務事業の現況	
市名		小田原市	南足柄市
事務事業概要		特定健診・保健指導等の記録、その他健康の保持のために必要な事項を記載し、自らの健康管理に資するために希望者に健康手帳を交付する。	該当なし
実施方法等		保健センターや、支所・連絡所、市役所窓口において、希望者に配布する。 冊子は購入せず、在庫や民間事業者から提供をされた冊子を配布。	
水準	対象	市内に居住する40歳以上の者で、手帳の交付を希望する者	
	発行場所	保健センター、支所など17か所	
	交付数 (平成27年度)	146冊(再交付含む)	

調整方針(案)		
調整(案)内容	小田原市の事務処理方法を適用する	
調整内容決定の考え方	健康増進法において市町村は冊子を配布することになっている	
水準	対象者	40歳以上の方で手帳の交付を希望される方
	交付場所	保健センターや、支所・連絡所、市役所窓口など
	交付数 (平成27年度)	小田原市146冊、南足柄市0冊
調整方針の区分	②小田原市の例により統合 a:合併時	

事務事業番号	事務事業名
074133	自殺予防事業

		事務事業の現況	
市名		小田原市	南足柄市
事務事業概要		自殺予防として、広報、ポスター、パネル展示などで、自殺予防の知識の普及啓発を図る。庁内連絡会を年1回程度開催。	自殺予防として、広報、ポスター、パネル展示などで、自殺予防の知識の普及啓発を図る。ゲートキーパー研修の開催。
実施方法等		自殺予防として、広報、ポスター、パネル展示などで、自殺予防の知識の普及啓発を図る。庁内連絡会を年1回程度開催。	<ul style="list-style-type: none"> ゲートキーパー養成講座 自殺予防講演会 メンタルチェックシステム「こころの体温計」管理（ホームページ） 若者向け普及啓発（チラシ配布） 市役所等での啓発品等展示
水準	平成28年度予算額	0千円	92千円
	時期/回数等	【平成28年度事業予定】 ・ゲートキーパー養成講座 1～2回 ・庁内連絡会議 1回 ・自殺予防キャンペーンの実施 2回 ・相談窓口案内パンフレット（庁内向け）の作成	【平成28年度事業予定】 ・ゲートキーパー養成講座 1回 ・自殺予防講演会 1回 ・メンタルチェックシステム「こころの体温計」管理（ホームページ） 通年 ・若者向け普及啓発（チラシ配布） 2回（成人式、中学校1箇所） ・市役所等での啓発品等展示 2回（市役所、市立図書館）

調整方針（案）		
調整（案）内容	南足柄市の実施水準を適用する	
調整内容決定の考え方	自殺予防講演会を実施するなど、内容の濃い事業が実施できる。	
水準	平成28年度予算額（千円）	92千円
	時期/回数等	ゲートキーパー養成講座 1回 自殺予防講演会 1回 メンタルチェックシステム「こころの体温計」管理（ホームページ） 通年 若者向け普及啓発（チラシ配布） 2回（成人式、中学校1箇所） 市役所等での啓発品等展示 2回（市役所、市立図書館）
調整方針の区分	③南足柄市の例により統合 a:合併時	

事務事業番号	事務事業名
75110	国民健康保険任意給付（出産育児一時金・葬祭費）事務

		事務事業の現況	
市名		小田原市	南足柄市
事務事業概要		任意給付である出産育児一時金及び葬祭費に係る事務を行う。	任意給付である出産育児一時金及び葬祭費に係る事務を行う。
実施方法等		出産育児一時金：①直接支払制度の場合、国保連から郵送される払込票に基づき代理請求額及び手数料を支払う。②出産費用が条例に規定した額に満たない場合、該当者からの申請に基づき差額を支給する。③直接支払制度を利用しない人については、申請に基づき条例に規定した額を支給する。④受取代理制度、受領委任払い制度の場合、申請に基づき医療機関等へ直接支給する。 葬祭費：被保険者の死亡に伴い、葬祭を行った人（喪主、施主等）からの申請に基づき支給する。（月2回処理）	出産育児一時金：①直接支払制度の場合、国保連から郵送される払込票に基づき代理請求額及び手数料を支払う。②出産費用が条例に規定した額に満たない場合、該当者からの申請に基づき差額を支給する。③直接支払制度を利用しない人については、申請に基づき条例に規定した額を支給する。④受取代理制度、受領委任払い制度の場合、申請に基づき医療機関等へ直接支給する。 葬祭費：被保険者の死亡に伴い、葬祭を行った人（喪主、施主等）からの申請に基づき支給する。（月1回処理）
水準	出産育児一時金件数（月平均）	約14件	約3件
	出産育児一時金支給事務処理	月1回（20日頃）	月1回（20日頃）
	葬祭費件数（月平均）	約30件	約6件
	葬祭費支給事務処理	月2回（中旬、月末）	月1回（前月申請分を翌月支給）

調整方針（案）		
調整（案）内容	南足柄市の事務処理方式を適用する。	
調整内容決定の考え方	葬祭費について、支給事務処理回数の少ない南足柄市の事務処理方式に合わせ、事務量の削減を図る。	
水準	出産育児一時金件数（月平均）	約17件
	出産育児一時金支給事務処理	月1回（20日頃）
	葬祭費件数（月平均）	約36件
	葬祭費支給事務処理	月1回（前月申請分を翌月支給）
調整方針の区分	③南足柄市の例により統合 a:合併時	

事務事業番号	事務事業名
75125	人間ドック助成事務

		事務事業の現況	
市名		小田原市	南足柄市
事務事業概要		国民健康保険被保険者が特定健診の代わりに人間ドックを受診した場合にその一部を助成する。	国民健康保険被保険者と後期高齢者の疾病予防及び健康増進を図るため、人間ドックを受検した被保険者に対して補助金を交付する。
実施方法等		<ul style="list-style-type: none"> ・要綱に基づき、申請書を記載の上、(1)人間ドック健診結果表、(2)人間ドックの健診費用が支払済みであることを証するもの、(3)小田原市国民健康保険被保険者証、(4)特定健診の受診券を提出してもらう。 ・内容を審査後、指定された世帯主の口座へ助成額を振り込む。 ・助成は年度中1回。 	<ul style="list-style-type: none"> ・要綱に基づき、申請書と請求書を記入の上、(1)人間ドック受診結果表の写し(後期高齢者の場合は日付の確認のみ)、(2)領収書、(3)特定健康診査受診券を提出してもらう。 ・内容を審査後、指定された口座へ助成額を振り込む。 ・助成は年度内に1度、人間ドック受診から1年以内。 ・特定健診を受けたものは申請できない。助成を受けたものは特定健診を受診できない。 ・毎月健康づくり課へ申請者を連絡する。
水準	対象者	年度中に40歳～74歳の誕生日を迎える国民健康保険被保険者(特定健診対象者)	受診日時点で35歳～74歳の南足柄市国民健康保険加入者 受診日時点で南足柄市在住の後期高齢者医療制度加入者
	1件あたりの助成金額	人間ドック費用の1/2(上限1万円)	人間ドック費用の1/2(上限1万円)
	助成件数	322件(平成27年度実績)※平成28年度当初予算額5,000千円	国保:325件(平成27年度実績)※平成28年度当初予算3,500千円 後期:151件(平成27年度実績)※平成28年度当初予算1,800千円
	受付期間	6月1日～翌年3月31日(ただし、3月受診の場合は4月末まで受付)	通年
	支払処理頻度	月1回	月1回(1日～31日受付、翌月末頃支給)

調整方針(案)		
調整(案)内容	小田原市の事務処理方式を適用する。	
調整内容決定の考え方	受付期間を6月1日～翌年3月31日とすることで、事務量の削減を図る。	
水準	対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険被保険者で特定健診の代わりに人間ドックを受けた人 ・保険料に未納が無いこと ・人間ドック受診日と同年度内の申請が必要
	1件あたりの助成金額	人間ドック費用の1/2(上限10,000円)
	助成件数	約650件
	受付期間	6月1日～翌年3月31日(ただし、3月受診の場合は4月末まで受付)
	支払処理頻度	月1回
調整方針の区分	②小田原市の例により統合 a:合併時	

事務事業番号	事務事業名
75135	国民健康保険料（税）の賦課に関する事務

事務事業の現況

市 名		小田原市	南足柄市
事務事業概要		国民健康保険料の賦課に関する事務を行う。	国民健康保険税の賦課に関する事務を行う。
実施方法等		国民健康保険料の納入通知書を納付義務者に送付する。 資格異動や所得申告などに基づき、変更となった国民健康保険料について会計に反映させるため伝票処理を行う。 年金保険者との通知の授受など、国民健康保険料の特別徴収を行うために必要な事務処理を行う。 1月2日以降に市外から転入された方の所得を、前住所地の市町村に照会する。 市民等からの求めにより、国民健康保険料の試算を行う。	国民健康保険税の納入通知書を納付義務者に送付する。 資格異動や申告などに基づき、変更となった国民健康保険税について会計に反映させるため伝票処理を行う。 年金保険者との通知の授受など、国民健康保険料の特別徴収を行うために必要な事務処理を行う。 1月2日以降に市外から転入された方の所得を、前住所地の市町村に照会する。 市民等からの求めにより、国民健康保険税の試算を行う。
水準	対象	納入通知書発送…本算定：国民健康保険加入全世帯、例月：資格異動等により料金に変更があった世帯 所得照会…国民健康保険加入者のうち、1月2日以降に転入された方	納入通知書発送…本算定：国民健康保険加入全世帯、例月：保険税に変更があった世帯 所得照会…国民健康保険加入者のうち、1月2日以降に転入された方
	回数	納入通知書発送・所得照会…本算定：年1回、例月：月1回 伝票処理…月1回（当該年度4月～出納閉鎖） 年金保険者との通知授受…月2回	納入通知書発送・所得照会…本算定：年1回、例月：月1回 伝票処理…月1回（当該年度4月～出納閉鎖） 年金保険者との通知授受…月2回
	時期	納入通知書発送・所得照会…本算定：毎年6月中旬、例月：毎月月中旬 伝票起票日…毎月1日 年金保険者との通知授受…毎月10日及び月末	納入通知書発送・所得照会…本算定：毎年6月中旬、例月：毎月月中旬 伝票起票日…毎月1日 年金保険者との通知授受…毎月10日及び月末
	処理件数	納入通知書発送…本算定：約30,000通、例月：約1,200通 所得照会…本算定：約600通、例月：約100通	納入通知書発送…本算定：約7,000通、例月：約200通 所得照会…本算定：約100通、例月：約30通
	即時更正	対象…転出により世帯にいる全員が国保資格を喪失した場合 支所での対応…有（本庁で更正入力し、支所に変更後の額の納付書を手交） 件数…約30件/月	対象…世帯にいる全員が国保資格を喪失した場合 支所での対応…無（国保業務を支所で行っていない） 件数…約100件/月

調整方針（案）

調整（案）内容		小田原市の事務処理方式を適用する。
調整内容決定の考え方		即時更正対象者の範囲を限定することで事務量の増加を抑制する。
水準	対象	納入通知書発送…本算定：国民健康保険加入全世帯、例月：資格異動等により料金に変更があった世帯 所得照会…国民健康保険加入者のうち、1月2日以降に転入された方
	回数	納入通知書発送・所得照会…本算定：年1回、例月：月1回 伝票処理…月1回（当該年度4月～出納閉鎖） 年金保険者との通知授受…月2回
	時期	納入通知書発送・所得照会…本算定：毎年6月中旬、例月：毎月月中旬 伝票起票日…毎月1日 年金保険者との通知授受…毎月10日及び月末
	処理件数	納入通知書発送…本算定：約37,000通、例月：約1,400通 所得照会…本算定：約700通、例月：約130通
	即時更正	対象…転出により世帯にいる全員が国保資格を喪失した場合 支所での対応…有（本庁で更正入力し、支所に変更後の額の納付書を手交） 件数…約50件/月
調整方針の区分		②小田原市の例により統合 a:合併時

事務事業番号	事務事業名
75138	保険料（税）口座振替事務

		事務事業の現況	
市 名		小田原市	南足柄市
事務事業概要		国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料の普通徴収の対象者の口座振替登録の希望に応じ、各システムに口座登録を行うとともに、口座振替依頼、結果取込処理を行う。また、口座登録が完了した旨を納付義務者へ通知し、口座振替不能対象者には不能通知と納付書を送付する。	国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料の普通徴収の対象者の口座振替登録の希望に応じ、各システムに口座登録を行うとともに、口座振替依頼、結果取込処理を行う。また、口座不能対象者には不能通知と納付書を送付する。
実施方法等		申請方法：口座振替依頼書を金融機関窓口へ提出 又は 専用の口座振替依頼書を市へ郵送 金融機関から送付された口座振替依頼書を基に、依頼のあった科目について各システムに口座情報を登録する。 口座振替開始対象者に対し、口座振替開始通知を送付する。口座振替が不能となった場合は、対象者に対し、口座振替不能通知と納付書を送付する。	申請方法：口座振替依頼書を金融機関窓口へ提出 金融機関から送付された口座振替依頼書を基に、口座情報を依頼のあった科目について、各システムに口座振替登録を行う。 口座振替が不能となった場合は、対象者に対し、口座振替不能通知と納付書を送付する。
水準	件数(平成27年度)	口座振替件数 国保：150,034件 介護：15,463件 後期高齢：28,851件 口座振替開始通知発送件数 国保：791件 介護：887件 後期高齢：954件 口座振替不能通知発送件数 国保：3,947件 介護：324件 後期高齢：422件	口座振替件数 国保：28,304件 介護：1,804件 後期高齢：15,507件 口座振替不能通知発送件数 国保：397件 介護：75件 後期高齢：91件
	時期	口座振替時期 国保・介護：6月～3月、後期高齢：7月～3月の月末（末日が土曜、日曜、祝日等特別な事情がある場合には翌営業日。12月分については金融機関の最終営業日に振替） 口座振替開始通知発送時期 国保・介護：7月～3月の15日前後、後期高齢：8月～3月の10日前後 口座振替不能通知発送時期 国保・介護：7月～4月の5日前後、後期高齢：8月～4月の10日前後	口座振替時期 国保：6月～3月の納期限日 介護：6月～3月の納期限日 後期高齢：7月～3月の納期限日（納期限日が土曜、日曜、祝日等特別な事情がある場合には翌営業日。） 口座振替不能通知発送時期 国保：7月～4月の7日前後 介護：7月～4月の7日前後 後期高齢：8月～4月の7日前後

調整方針（案）		
調整（案）内容	小田原市の事務処理方式を適用する。	
調整内容決定の考え方	口座振替開始通知の送付を行うことで、納付義務者が二重納付することを防ぐ。	
水準	件数(平成27年度)	口座振替件数 国保：178,338件 介護：17,267件 後期高齢：44,358件 口座振替開始通知発送件数 国保：940件 介護：990件 後期高齢：1,467件 口座振替不能通知発送件数 国保：4,344件 介護：399件 後期高齢：513件
	時期	口座振替時期 国保・介護：6月～3月、後期高齢：7月～3月の月末（末日が土曜、日曜、祝日等特別な事情がある場合には翌営業日。12月分については金融機関の最終営業日に振替） 口座振替開始通知発送時期 国保・介護：7月～3月の15日前後、後期高齢：8月～3月の10日前後 口座振替不能通知発送時期 国保・介護：7月～4月の5日前後、後期高齢：8月～4月の10日前後
調整方針の区分	②小田原市の例により統合 a:合併時	

事務事業番号	事務事業名
75143	国民健康保険料（税）の減免に関する事務

		事務事業の現況	
市名		小田原市	南足柄市
事務事業概要		国民健康保険料の減免に関する事務を行う。	国民健康保険税の減免に関する事務を行う。
実施方法等		1 罹災、事業の休廃止、失業等により国民健康保険料の納付が困難と認められる場合に、申請に基づき保険料を減免する。 2 社会保険等の被保険者本人が後期高齢者医療制度へ移行することにより、社会保険等の被扶養者から国民健康保険の被保険者となった65歳以上の方（旧被扶養者）に対して、申請に基づき保険料を減免する。	1 罹災、事業の休廃止、失業等により国民健康保険税の納付が困難と認められる場合に、申請に基づき保険税を減免する。 2 社会保険等の被保険者本人が後期高齢者医療制度へ移行することにより、社会保険等の被扶養者から国民健康保険の被保険者となった65歳以上の方（旧被扶養者）に対して、申請に基づき保険税を減免する。
水準	減免基準	1 罹災、事業の休廃止、失業（自己都合を除く）により所得が減少した場合や収容された場合に減免を行う。減免の対象は小田原市国民健康保険料減免取扱要綱第2条、減免基準は同第3条参照。 2 小田原市国民健康保険条例第25条第1項第2号に該当する者（以下「旧被扶養者」という。）を対象とし、旧被扶養者に該当する期間の月分の保険料について、減免を行う。減免の基準は、高齢者医療確保法施行に伴う小田原市国民健康保険料減免取扱要綱第3条参照。	1 罹災、事業の休廃止、失業（自己都合を除く）により所得が減少した場合や収容された場合に減免を行う。減免の対象は小田原市国民健康保険料減免取扱要綱第2条、減免基準は同第3条参照。 2 小田原市国民健康保険条例第25条第1項第2号に該当する者（以下「旧被扶養者」という。）を対象とし、旧被扶養者に該当する期間の月分の保険料について、減免を行う。減免の基準は、高齢者医療確保法施行に伴う小田原市国民健康保険料減免取扱要綱第3条参照。
	減免決定時期	1 申請から1か月以内 2 申請から1か月以内	1 継続者及び4月～5月で現年減免の受付は6月1日、その他の新規は申請月の翌月10日～15日決定 2 継続者及び4月～5月で現年減免の受付は6月1日、その他の新規は申請月の翌月10日～15日決定
	件数（平成27年度）	1 49件（27年度申請分。過年度分の件数を含む。） 2 227件（27年度申請分。過年度分の件数を含む。）	1 5件 2 170件
	減免額（平成27年度）	1 2,199,000円（27年度申請分。過年度分の減免額を含む。） 2 5,238,900円（27年度申請分。過年度分の減免額を含む。）	1 339,530円 2 5,054,800円

調整方針（案）		
調整（案）内容	小田原市の事務処理方式を適用する。年度をまたぐ減免適用の場合でも、年度ごとの申請を要する。また決定についても、年度ごとに減免決定通知を送付する。	
調整内容決定の考え方	小田原市国民健康保険料減免取扱要綱に基づき、減免を行う。対象者の管理を確実に行うため、また、市民にとって減免適用の有無が分かりやすくなるように、年度をまたぐ減免適用の場合でも、年度ごとの申請を要することとし、年度ごとに減免決定通知を送付する。	
水準	減免基準	1 罹災、事業の休廃止、失業（自己都合を除く）により所得が減少した場合や収容された場合に減免を行う。減免の対象は小田原市国民健康保険料減免取扱要綱第2条、減免の基準は同第3条参照。 2 小田原市国民健康保険条例第25条第1項第2号に該当する者（以下「旧被扶養者」という。）を対象とし、旧被扶養者に該当する期間の月分の保険料について、減免を行う。減免の基準は、高齢者医療確保法施行に伴う小田原市国民健康保険料減免取扱要綱第3条参照。
	減免決定時期	1 申請から1か月以内 2 申請から1か月以内
	件数（平成27年度）	1 54件（小田原市と南足柄市の件数の合計） 2 397件（小田原市と南足柄市の件数の合計）
	減免額（平成27年度）	1 2,538,530円（小田原市と南足柄市の減免額の合計） 2 10,293,700円（小田原市と南足柄市の減免額の合計）
調整方針の区分	②小田原市の例により統合 a:合併時	

事務事業番号	事務事業名
75145	保険料（税）関係書類の返戻調査事務

		事務事業の現況	
市名		小田原市	南足柄市
事務事業概要		国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料関係書類の郵便送達を行ったが、宛所不明で返戻になった場合に、住所・居所を調査する。	国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料の納入通知書、督促状の郵便送達を行ったが、宛所不明で返戻になった場合に、住所・居所を調査する。
実施方法等		庁内各課に照会、対象者に架電や囑託員による現地調査等を行っている。	市内においては、市民課（住民基本台帳担当）と連携し、実態調査（居住の有無）の確認を行う。市外転出滞納者については、地税法第20条の11による調査等。
水準	返戻数	国民健康保険料 納入通知書：約400通 督促状：約2,500通 介護保険料 納入通知書：約200通 督促状：約100通 後期高齢者医療保険料 納入通知書：約30通 督促状：約300通	国民健康保険税 納入通知書：約10通 督促状：約100通 介護保険料 納入通知書：約40通 督促状：約100通 後期高齢者医療保険料 納入通知書：1通 督促状：0通
	調査項目	登録電話番号への架電、直近の住所変更の有無の確認、勤務先への架電、税情報の確認、現地調査、関係課への照会	登録電話番号への架電、税情報の確認、勤務先照会、水道局情報照会、現地調査、地税法第20条の11による調査、再転出先等の確認
	調査に要する期間	通常10日、最長1カ月	約2カ月

調整方針（案）		
調整（案）内容	小田原市で行っている事務処理方式に他市の事例を追加して行う。	
調整内容決定の考え方	より詳細な調査を行う体制を整える。	
水準	返戻数	国保 納入通知書：約410通 督促状：約2,600通 介護 納入通知書：約240通 督促状：約200通 後期 納入通知書：約30通 督促状：約300通
	調査項目	登録電話番号への架電、直近の住所変更の有無の確認、勤務先への架電、税情報の確認、現地調査、関係課への照会、戸籍謄本の確認、出入国照会
	調査に要する期間	最長4カ月
調整方針の区分	①新たな事務事業・実施水準に再編 a:合併時	

事務事業番号 75150	事務事業名 保険料（税）過誤納金還付充当事務
-----------------	---------------------------

		事務事業の現況	
市名		小田原市	南足柄市
事務事業概要		国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料の還付・充当に関する事務を行う。	国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料の還付・充当に関する事務を行う。
実施方法等		過誤納が発生した保険料について、納付義務者・被保険者に還付する。滞納がある場合には充当する。	過誤納が発生した保険税（料）について、納付義務者・被保険者に還付する。滞納がある場合には充当する。
水準	還付通知送付件数 (国保・介護・後期)	国民健康保険料 3,200件 介護保険料 3,000件 後期高齢者医療保険料 2,800件	国民健康保険税 1,500件 介護保険料 412件 後期高齢者医療保険料 550件
	還付支払額 (国保・介護・後期の各現年・過年)	国民健康保険料 現年：47,000,000円 過年：35,000,000円 介護保険料 現年：20,000,000円 過年：3,500,000円 後期高齢者医療保険料 現年：30,000,000円 過年：4,000,000円	国民健康保険税 現年：11,000,000円 過年：5,700,000円 介護保険料 現年：3,423,520円 過年：406,240円 後期高齢者医療保険料 現年：4,760,000円 過年：1,195,000円
	還付支払件数 (国保・介護・後期の各現年・過年)	国民健康保険料 現年：2,800件 過年：1,100件 介護保険料 現年：2,000件 過年：300件 後期高齢者医療保険料 現年：2,500件 過年：200件	国民健康保険税 現年：1,300件 過年：150件 介護保険料 現年：412件 過年：72件 後期高齢者医療保険料 現年：500件 過年：35件
	充当件数 (国保・介護・後期の各現年・過年)	国民健康保険料 現年：500件 過年：50件 介護保険料 現年：20件 過年：50件 後期高齢者医療保険料 現年：20件 過年：10件	国民健康保険税 現年：230件 過年：10件 介護保険料 現年：14件 過年：2件 後期高齢者医療保険料 現年：0件 過年：1件
	方法・時期	通知方法・時期：郵送で毎月末。 還付方法・時期：口座振込又は窓口現金還付。口座の場合は月2回（中旬と月末）。窓口は随時。	通知方法・時期：郵送で月1～2回送付。振込先については脱退手続き時にもらう。 還付方法・時期：脱退した者については月1～2回振込、保険料変更分については窓口で随時。

調整方針（案）		
調整（案）内容	小田原市の事務処理方式とし、月に1度還付通知を送り、還付請求書兼口座依頼書を返送してもらい口座振込で、又は還付請求書を窓口を持参してもらい現金で支払う。	
調整内容決定の考え方	窓口業務の効率化のため。	
水準	還付通知送付件数 (国保・介護・後期)	国民健康保険料 4,700件 介護保険料 3,412件 後期高齢者医療保険料 3,350件
	還付支払額 (国保・介護・後期の各現年・過年)	国保現年：58,000,000円 過年：40,700,000円 介護現年：23,423,520円 過年：3,906,240円 後期現年：34,760,000円 過年：5,195,000円
	還付支払件数 (国保・介護・後期の各現年・過年)	国民健康保険料 現年：4,100件 過年：1,250件 介護保険料 現年：2,412件 過年：372件 後期高齢者医療保険料 現年：3,000件 過年：235件
	充当件数 (国保・介護・後期の各現年・過年)	国民健康保険料 現年：730件 過年：60件 介護保険料 現年：34件 過年：52件 後期高齢者医療保険料 現年：20件 過年：11件
	方法・時期	通知方法・時期：郵送で毎月末。 還付方法・時期：口座振込又は窓口現金還付。口座の場合は月2回（中旬と月末）。窓口は随時。
調整方針の区分	②小田原市の例により統合 a:合併時	

事務事業番号	事務事業名
75154	保険料（税）滞納整理事務

事務事業の現況		
市名	小田原市	
事務事業概要	保険給付の財源確保のため、国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料の納付状況等を管理し、滞納者に対して各種徴収対策に取り組み、滞納の早期解消及び滞納の再発防止を目指す。	
実施方法等	賦課決定通知された保険料の納付状況等を管理する。 納期限までに納付しない者に対し、督促状を発送する。 督促状を送付してなお滞納が解消されない者には、納付指導、文書催告、財産の調査、滞納処分等を実施する。また、納付が困難な事情を抱える者に対しては、その者の状況に応じた徴収猶予措置を適用する。	
水準	督促状に関する規定	【国保】小田原市国民健康保険条例 第21条(納期限後20日以内に督促状送付) 【介護】小田原市諸収入金に対する延滞金徴収条例 第2条(納期限後20日以内に督促状送付) 【後期】小田原市後期高齢者医療に関する条例 第5条(納期限後20日以内に督促状送付)
	徴収猶予に関する規定	【国保】小田原市国民健康保険条例 第24条(換価の猶予、徴収の猶予の要件等) 【介護】小田原市介護保険条例 第12条(換価の猶予、徴収の猶予の要件等)
	延滞金の減免に関する規定	【国保】小田原市国民健康保険条例施行規則 第13条(延滞金減免項目：10項目) 【介護】小田原市介護保険条例施行規則 第15条(延滞金減免項目：10項目)
	滞納状況(収納率、収入未済額、滞納者数) ※H28.5月末時点	【国保】収納率：現92.10%/滞22.24% 未済額：現421,544千円/滞729,221千円 滞納：4,833世帯 【介護】収納率：現98.69%/滞12.55% 未済額：現50,167千円/滞34,814千円 滞納：1,716人 【後期】収納率：現99.53%/滞30.08% 未済額：現13,879千円/滞11,501千円 滞納：417人

調整方針（案）		
調整（案）内容	督促状及び延滞金の減免に関する取扱いについては、小田原市の事務処理方法を適用する。 徴収猶予の取扱いは、両市に差異がないため、現行を引き継ぐ。	
調整内容決定の考え方	督促状については、滞納発生から早期に着手するため、また、延滞金の減免については、滞納者個々の実情を汲み取るため、独自の適用要件を定めている小田原市の事務処理方法を適用する。	
水準	督促状に関する取扱い	納期限後20日以内に督促状を送付する。
	徴収猶予に関する取扱い	市税条例の定め為準ずる。 (両市いずれも市税条例を準用するよう規定しているため)
	延滞金の減免に関する規定	小田原市の規定に準ずる。
	滞納状況(収入未済額、滞納者数)	【国保】現年：523,743千円 滞繰：874,348千円 6,399世帯 【介護】現年：57,499千円 滞繰：41,679千円 2,108人 【後期】現年：16,627千円 滞繰：12,680千円 549人
調整方針の区分	②小田原市の例により統合 a:合併時	

事務事業調整調査

事務事業番号 75186	事務事業名 保険料（税）電話催告事業
-----------------	-----------------------

		事務事業の現況	
市 名		小田原市	南足柄市
事務事業概要		国民健康保険料の軽度滞納者に対して、早期着手による電話で納付勧奨を行う。形態は市税の徴収課との連携による委託方式であり、仕様に基づき業務を履行し結果報告を受けている。	市税、国民健康保険税（料）、後期高齢者医療保険料及び介護保険料の滞納者に対して、電話で納付勧奨を行う。架電対象者の抽出作業及び納付勧奨は臨時的任用職員が行う。（専属雇用ではなく、窓口業務等と併用で行なう）
実施方法等		管理者1人、オペレーター3人で編成している。稼働日は平日5日、土・日曜日は月2日で、通常13時～20時、金曜日及び土・日曜日は9時～17時に実施している。業務内容としては、電話勧奨のほか、滞納整理管理システムに結果入力、納付書再発行や催告書送付等も実施する。また、月次の定例会において、結果報告を受けるとともに、懸案事項等の共有・解決等意見交換を実施している。	月11日の勤務日数の中で平日の8時30分～17時15分までの間に電話による納付勧奨を実施。結果を滞納整理管理システムに入力する他、状況に応じて納付書の再発行を行う。
水準	総依頼件数 (平成27年度)	11,791 件	-
	総架電件数(述べ件数) (平成27年度)	17,698 件	674件
	総接触対象件数と総接触件数及びその割合 (平成27年度)	総接触対象件数：6,985件 総接触件数：3,429件 割合：49.1%	107件
	滞納圧縮件数及び総依頼件数との割合 (平成27年度)	滞納圧縮件数：6,449件 総依頼件数との割合：54.7%	未統計
	総接触対象未納額と滞納圧縮額及びその割合 (平成27年度)	総接触対象未納額：136,333,396円 滞納圧縮額：56,094,170円 割合：41.1%	未統計

調整方針（案）		
調整（案）内容	小田原市の事務処理方式を適用する。 ただし、未納者の増加に伴い、小田原市市税等納付促進センターの運営仕様にオペレーターを1名追加し、電話納付勧奨を行う。	
調整内容決定の考え方	滞納整理の一環である早期納付勧奨として、小田原市の処理方式が最適であるとする。	
水準	総依頼件数	約14,200件（実績ベースの人口比）
	総架電件数(述べ件数)	約21,300件（実績ベースの人口比）
	総接触対象件数と総接触件数及びその割合	総接触対象件数：8,400件（実績ベースの人口比） 総接触件数：4,200件 割合：50%
	滞納圧縮件数及び総依頼件数との割合	滞納圧縮件数：7,800件（実績ベースの人口比） 総依頼件数との割合：55%
	総接触対象未納額と滞納圧縮額及びその割合	総接触対象未納額：163,600,000円（実績ベースの人口比） 滞納圧縮額：65,440,000円 割合：40%
調整方針の区分	②小田原市の例により統合 a:合併時	

事務事業調書
(子ども青少年部会)

事務事業番号	事務事業名
081102	小児医療費助成事業 (資格管理事務)

		事務事業の現況	
市名		小田原市	南足柄市
事務事業概要		小児が療養または医療の給付を受けた場合に、健康保険各法の規定により対象者が負担すべき額を助成する。(うち資格管理に係る事務)	小児が療養または医療の給付を受けた場合に、健康保険各法の規定により対象者が負担すべき額を助成する。(うち資格管理に係る事務)
実施方法等		(1) 新規申請を受け付け、医療証を発行(所得制限による却下)する。 (2) 有効期間が満了する者について、翌月以降の資格を判定し、医療証を発行(申請却下)する(月次更新)。 (3) 資格者について市内転居や保険変更があった場合、その旨届け出てもらい資格情報を管理する。また、紛失・汚損による再発行の申請があった場合に再発行する。 (4) 市外転出、年齢到達、所得制限などによる資格消滅の処理を行う。	(1) 新規申請を受け付け、医療証を発行(所得制限による却下)する。 (2) 有効期間が満了する者について、終了前月に更新申請書を送付・受付後、資格を判定し、医療証を発行する。(毎月) (3) 資格者について市内転居や保険変更があった場合、その旨届け出てもらい資格情報を管理する。また、紛失・汚損による再発行の申請があった場合に再発行する。 (4) 市外転出、年齢到達、所得制限などによる資格消滅の処理を行う。
水準	申請時期	【新規申請】出生や転入など、新たに小田原市の住民になったとき。または、生保廃止やひとり親医療喪失など、他公費喪失し小児医療の対象者となったとき。 【変更届・再発行申請】変更事由、消滅事由が発生したとき。または再発行が必要となったとき。	【新規申請】出生や転入など、新たに南足柄市の住民になったとき。または、生保廃止やひとり親医療喪失など、他公費喪失し小児医療の対象者となったとき。 【更新申請】1歳から10歳になる前月に更新申請書を送付。このとき、住基上の該当者へ送付する。 【変更届・再発行申請】変更事由、消滅事由が発生したとき。または再発行が必要となったとき。
	申請場所	本庁(子育て政策課の窓口)、住民窓口(マロニエ、いずみ、こゆるぎ)及び支所(7箇所)・連絡所(1箇所)	本庁(子ども課)
	医療証有効期間	それぞれの年齢に達した月の属する末日。ただし、満15歳に達した者は、満15歳に達した日以後の最初に到来する3月31日。	それぞれの年齢に達した月の属する末日。ただし、通院の場合は満10歳に達した者は、満10歳に達した日以後の最初に到来する3月31日。入院の場合は、満15歳に達した者は、満15歳に達した日以後の最初に到来する3月31日。
	処理人数	新規発行件数 180件/月(平成28年度平均) 月次更新件数 1,200件/月(平成28年度平均)	新規発行件数 約30件/月(平成28年度平均) 月次更新件数 約260件/月(平成28年度平均)
	医療証発行状況	年間新規発行枚数 2,179枚(平成27年度実績) 医療証助成対象者 16,237人(平成28年3月31日時点 小学校4年生修了まで13,745人、小学校5・6年生2,492人)	年間新規発行枚数 371枚(平成27年度実績) 医療証助成対象者 3,212人(平成28年3月31日時点)

調整方針(案)		
調整(案)内容	小田原市の例により統合。申請場所は所管課窓口のほか、市民の利便性を考慮しタウンセンター等の住民窓口で行う。	
調整内容決定の考え方	事務の流れ自体は基本的に両市とも同じ。申請場所については、受給者の利便性を考慮し、現在小田原市で行っているように、タウンセンター等でも受付を行う。	
水準	申請時期	【新規申請】出生や転入など、新たに小田原市の住民になったとき。または、生保廃止やひとり親医療喪失など、他公費喪失し小児医療の対象者となったとき。 【変更届・再発行申請】変更事由、消滅事由が発生したとき。または再発行が必要となったとき。
	申請場所	申請場所は所管課窓口のほか、市民の利便性を考慮しタウンセンター等の住民窓口で行う。
	医療証有効期間	それぞれの年齢に達した月の属する末日。ただし、満15歳に達した者は、満15歳に達した日以後の最初に到来する3月31日。
	処理人数	新規発行件数 280件/月(発行状況から予測) 月次更新件数 2,000件/月(発行状況から予測)
	医療証発行状況	年間新規発行枚数 3,340枚(H27の発行状況の割合で予測) 医療証助成対象者 24,940人(平成28年9月30日時点で算出 小田原市 中学卒業まで21,069人、南足柄 中学校卒業まで3,871人)
調整方針の区分	㊸小田原市の例により統合 a:合併時	

事務事業番号	事務事業名
081107	子育て支援フェスティバル開催事業

		事務事業の現況	
市名		小田原市	南足柄市
事務事業概要		子育て中の親と子どもや子育てを支援する団体が集まり、親子が楽しめるとともに、様々な情報を受けられるフェスティバルを開催する。楽しみながら子育ての知識を得られるフェスティバルをコンセプトとし、親子で楽しめるゲームや実演などを通じて子育てに関する知識・情報などを提供する。これらの準備作業を通じて、子育て支援団体間・行政と団体間の情報交換や連携を図ることで、団体の子育て支援活動を活性化し、子育ての地域の環を広げる。	
実施方法等		<p>毎年5月下旬の日曜日に子育て支援フェスティバルを開催している。</p> <p>運営は、子育て支援フェスティバルに参加している団体で組織する実行委員会を設置し、前年秋頃から月1回程度の委員会を開催している。事務局は、子育て政策課が行っている。</p> <p>川東タウンセンターマロニエを全館貸し切り、団体紹介、ゲーム、実演、フリーマーケット、模擬店のほか、ステージ上でのプログラムも行われる。</p>	
水準	主催	小田原市子育て支援フェスティバル実行委員会	
	参加団体	48団体	
	協賛団体	23団体	
	来場者数	約5,000人	

		調整方針（案）	
調整（案）内容		子育て支援フェスティバルに南足柄市域で活動する子育て支援団体の参加も得て、市域全体の子育て支援イベントとして拡充していく。	
調整内容決定の考え方		子育て支援フェスティバルとなかよしフェスタでは行政の関与の程度に違いがあるため、関与の程度が強い子育て支援フェスティバルについては行政として継続の方針を立てられるが、なかよしフェスタは民生委員児童委員協議会の判断に委ねるしかない。	
水準	主催	子育て支援フェスティバル実行委員会	
	参加団体	約50団体	
	協賛団体	23団体	
	来場者数	約6,000人	
調整方針の区分		②小田原市の例により統合	b:合併後

事務事業番号		事務事業名	
081110		子育て支援拠点管理運営事業	
事務事業の現況			
市名		小田原市	南足柄市
事務事業概要		子育て家庭に対する育児支援を行うために、子育て支援センターを市内4か所に設置し、子育てひろばの運営、育児不安等についての相談指導、子育てに関する情報の収集及び提供、子育てに関する講座等の実施、子育てサークルへの支援等を行っている。	子育て家庭が抱える育児不安等についての相談指導（フリースペースの提供、子育て相談、子育て情報、子育てひろばの開催等）地域育児支援センター事業の支援、子育てサークル等の育成支援等を行う。
実施方法等		マロニエ子育て支援センターは、学校法人三幸法人（小田原短期大学）、いずみ・こゆるぎ・おだびよ子育て支援センターは、有限会社ぎんがR1V総合研究所に運営を委託しており、常時2～3名の支援員を配置している。4つの支援センターで実施する講座や相談等の予定をまとめた「子育てカレンダー」を毎月発行している。事業運営のほか、他の子育て支援センター、ファミリー・サポート・センターをはじめとする関係機関との連携、資質向上のための研修会の実施などを行っている。	社会福祉法人青い鳥に事業を委託しており、原則3名のアドバイザー（委託業者）がフリースペースでの親子の様子を見守り、育児相談等を広町子育て支援センター及び岡本子育て支援センターで行っている。月に1回活動内容等の報告を子ども課にしている。
水準	開設日時	①マロニエ：月～金、土（月1回）（9：00～17：00） ②いずみ：火～土（9：00～17：00） ③おだびよ：火～土（9：00～17：00） ④こゆるぎ：火～土（9：00～17：00）	①広町子育て支援センター：月～金、第2土（10：00～16：30）・福沢ひろば：水（10：00～11：30） ②岡本子育て支援センター：火・木・金（10：00～16：30）
	運営主体	①学校法人 ②～③民間事業者	社会福祉法人 青い鳥
	事業者選定方法	小田原市地域子育て支援拠点事業者選定委員会による審査により選定	特に決まりはない。（随意契約で委託）
	利用者数	【平成27年度】 ①マロニエ：14,746組 33,748人（61組 139人/日） ②いずみ：5,691組 13,080人（24組 55人/日） ③おだびよ：4,605組 10,012人（19組 41人/日） ④こゆるぎ：2,237組 5,340人（16組 38人/日）	【平成27年度】 ①広町子育て支援センター：4,842組 10,801人（19組 43人/日） ②岡本子育て支援センター：1,499組 3,283人（10組 23人/日）
	委託契約金額	【平成27年度】（別途需用費：200,000円） ①マロニエ：9,280,111円 ②いずみ：5,826,857円 ③おだびよ：6,753,300円（別途賃借料：3,240,000円）（別途機械警備：28,080円） ④こゆるぎ：3,265,100円	【平成27年度】 ①②14,682千円 （別途需用費：114,506円） （別途役員費：181,851円）
調整方針（案）			
調整（案）内容		岡本支援センターを週2日程度の出張ひろばとし、5施設の運営を継続する。	
調整内容決定の考え方		岡本支援センターは、いずみ支援センターまで3km、利用者数が1日10組20人前後である。いずみやマロニエの新規登録者の中には南足柄市民もいる（H28年度 マロニエ：49人、いずみ：23人）。	
水準	開設日時	①マロニエ：月～金、土（月1回）（9：00～17：00） ②いずみ：火～土（9：00～17：00） ③おだびよ：火～土（9：00～17：00） ④こゆるぎ：火・木・金（9：00～17：00） ⑤広町：月～金、第2土（10：00～16：30） ・福沢ひろば：水（10：00～11：30） ・岡本：週2日（月・日）（10：00～16：30）	
	運営主体	①学校法人 ②～⑤民間事業者	
	事業者選定方法	新選定委員会による審査により選定	
	利用者数	約34,000組（33,624） 約77,000人（76,264）	
	委託契約金額	①マロニエ：9,280,111円 ②いずみ：5,826,857円 ③おだびよ：6,753,300円 ④こゆるぎ：3,265,100円 （別途需用費：200,000円） （別途賃借料：3,240,000円） （別途機械警備：28,080円） ⑤⑥広町・岡本 10,145,000円 （別途需用費ほか：296,000円）	
調整方針の区分		①新たな事務事業・実施水準に再編 a:合併時	

事務事業番号	事務事業名
081130	児童手当支給事業 (資格管理事務)

事務事業の現況

市名	小田原市	南足柄市	
事務事業概要	中学校修了(15歳に到達後の最初の年度末)までの児童を養育している公務員以外の者に対し、児童手当を支給する。	中学校修了(15歳に到達後の最初の年度末)までの児童を養育している公務員以外の者に対し、児童手当を支給する。	
実施方法等	(1)児童手当の支給に関する各届出(新規、額改定、消滅等)に対し、受付・審査・認定を行う。 (2)児童福祉システム「ADWORLD」(以下、「ADWORLD」という。)を使用し、児童手当支給資格者を管理する。 (3)住民基本台帳に児童手当支給資格者の情報を報告する。 (4)毎年6月に児童手当受給者に現況届の提出を求め、児童手当受給者の支給資格審査を行う。 (5)支給資格や認定区分(児童手当・特例給付・施設入所等)について、住民票異動及び所得修正を随時確認し、その管理を行う。	(1)児童手当の支給に関する各届出(新規、額改定、消滅等)に対し、受付・審査・認定を行う。 (2)児童福祉システム「ADWORLD」(以下、「ADWORLD」という。)を使用し、児童手当支給資格者を管理する。 (3)住民基本台帳に児童手当支給資格者の情報を報告する。 (4)毎年6月に児童手当受給者に現況届の提出を求め、児童手当受給者の支給資格審査を行う。 (5)支給資格や認定区分(児童手当・特例給付・施設入所等)について、住民票異動及び所得修正を随時確認し、その管理を行う。	
水準	対象者数	児童手当受給者12,648人 (支給対象児童22,688人) ※平成28年2月28日時点	児童手当受給者 2,419人 (支給対象児童 4,370人) ※平成28年2月末時点
	認定処理のサイクル	届出は随時受け付ける。毎月上旬にADWORLDへの入力の日を設定し、それまでにADWORLDへの入力・審査を行う。同月中に認定、決定通知を発送する。	届出は随時受付。ADWORLDへの入力・審査を月に1,2回行い、認定、決定通知を発送する。
	年齢到達処理	毎月上旬に3歳年齢到達処理を行い、額改定の通知を発送する。4月のみ18、15、12、3歳年齢到達処理を実施する。	毎月上旬に3歳年齢到達処理を行い、額改定の通知を発送する。4月のみ18、15、12、3歳年齢到達処理を実施する。
	異動者の確認	住民基本台帳の異動状況をADWORLDから毎日出力し、受給者および対象児童の異動状況を確認する。	受給者および対象児童の異動状況を住民基本台帳(Ad II)で確認する。
	不備案内	毎月下旬に不備保留となっている届出書類を確認し、申請者に対し不足書類の提出を求める。電話および郵送で不足書類の催促を行う。	不備保留となっている申請者に対し不足書類の提出を電話で催促している。随時。
	申請場所	小田原市役所(子育て政策課窓口)、住民窓口(いずみ、マロニエ、こゆるぎ)及び支所(7箇所)・連絡所(1箇所)	子ども課窓口
	現況届	印刷、封入、発送(受取人払の返信用封筒を同封)、受付、審査、入力、催促、問い合わせ対応は手当・医療係で行う。 提出期間:6月1日~6月30日 受付場所:小田原市役所(子育て政策課窓口)、住民窓口(いずみ、マロニエ、こゆるぎ)及び支所(7箇所)・連絡所(1箇所)並びに電子申請 対象者数:約14,000件	印刷、封入、発送は児童手当担当職員及び臨時職員等で行う。受付、審査、入力、催促、問い合わせ対応は、児童手当担当職員で行う。 提出期間:6月1日~6月30日 受付場所:子ども課窓口 対象者数:約3,000件

調整方針(案)

調整(案)内容	小田原市の例により統合する。	
調整内容決定の考え方	実施方法は小田原市の例で実施。申請場所は所管課窓口のほか、市民の利便性を考慮しタウンセンター等の住民窓口で行う。	
水準	対象者数	児童手当受給者15,067人 (支給対象児童27,058人) ※平成28年2月28日時点
	認定処理のサイクル	届出は随時受け付ける。毎月上旬にADWORLDへの入力の日を設定し、それまでにADWORLDへの入力・審査を行う。同月中に認定、決定通知を発送する。
	年齢到達処理	毎月上旬に3歳年齢到達処理を行い、額改定の通知を発送する。4月のみ18、15、12、3歳年齢到達処理を実施する。
	異動者の確認	住民基本台帳の異動状況をADWORLDから毎日出力し、受給者および対象児童の異動状況を確認する。
	不備案内	毎月下旬に不備保留となっている届出書類を確認し、申請者に対し不足書類の提出を求める。電話および郵送で不足書類の催促を行う。
	申請場所	所管課窓口のほかタウンセンター等の住民窓口
	現況届	印刷、封入、発送(受取人払の返信用封筒を同封)、受付、審査、入力、催促、問い合わせ対応は担当係で行う。 提出期間:6月1日~6月30日 受付場所:それぞれの旧市域に1箇所ずつ及び住民窓口(いずみ、マロニエ)並びに電子申請 対象者数:約17,000件
調整方針の区分	②小田原市の例により統合 a:合併時	

事務事業番号	事務事業名
081235	ひとり親家庭等医療費助成事業（経理事務）

		事務事業の現況	
市名		小田原市	南足柄市
事務事業概要		ひとり親家庭等の父又は母と児童が、療養または医療の給付を受けた場合に、健康保険各法の規定により、対象者が負担すべき額を助成する。	ひとり親家庭等の父又は母と児童が、療養または医療の給付を受けた場合に、健康保険各法の規定により、対象者が負担すべき額を助成する。
実施方法等		(1) 医療機関で自己負担を支払った資格者からの申請に基づき医療助成費を支給する（償還払い）。 (2) 医療機関への支払いを国保連及び支払基金（以下、「国保連等」という。）に委託し、毎月、国保連等に医療費を支出する。 (3) 高額療養費分を保険者に請求する。 (4) 医療助成費について県補助対象者分とそれ以外について管理するとともに、県補助金の申請、請求、実績報告を行う。	(1) 医療機関で自己負担を支払った資格者からの申請に基づき医療助成費を支給する（償還払い）。 (2) 医療機関への支払いを国保連及び支払基金（以下、「国保連等」という。）に委託し、毎月、国保連等に医療費を支出する。 (3) 高額療養費分を保険者に請求する。 (4) 医療助成費について県補助対象者分とそれ以外について管理するとともに、県補助金の申請、請求、実績報告を行う。
水準	償還払いの申請時期	医療を受けた日の属する月の翌月から起算して5年以内。	医療を受けた日の属する月から起算して1年以内。
	償還払いの支給サイクル	月末までに受け付けた申請書について翌月末日に支払い。	月末までに受け付けた申請書について翌月末日に支払い。
	申請場所（償還払い）	本庁（子育て政策課の窓口）、住民窓口（マロニエ、いずみ、こゆるぎ）及び支所・連絡所（支所7箇所、連絡所1箇所）	本庁（子ども課）のみ
	処理件数（償還払い）	約25件/月	約5件/月

調整方針（案）		
調整（案）内容	小田原市の例により統合	
調整内容決定の考え方	償還払いの申請時期以外に両市に違いはない。申請時期については現在の南足柄市の1年以内は類似市の状況を勘案すると短い。	
水準	償還払いの申請時期	医療を受けた日の属する月の翌月から起算して5年以内。
	償還払いの支給サイクル	月末までに受け付けた申請書について翌月末日に支払い。
	申請場所（償還払い）	所管課の窓口及び新市において設置されるタウンセンター等の住民窓口
	処理件数（償還払い）	約30件/月
調整方針の区分	②小田原市の例により統合 a:合併時	

事務事業番号 081236	事務事業名 小児医療費助成事業 (経理事務)
------------------	------------------------------

		事務事業の現況	
市名		小田原市	南足柄市
事務事業概要		小児が療養または医療の給付を受けた場合に、健康保険各法の規定により対象者が負担すべき額を助成する。(うち経理に係る事務)	小児が療養または医療の給付を受けた場合に、健康保険各法の規定により対象者が負担すべき額を助成する。(うち経理に係る事務)
実施方法等		(1) 医療機関で自己負担を支払った資格者からの申請に基づき医療助成費を支給する(償還払い)。 (2) 医療機関への支払いを国保連及び支払基金(以下、「国保連等」という。)に委託し、毎月、国保連等に医療費を支出する。 (3) 高額療養費分を保険者に請求する。 (4) 医療助成費について県補助対象者分とそれ以外について管理するとともに、県補助金の申請、請求、実績報告を行う。	(1) 医療機関で自己負担を支払った資格者からの申請に基づき医療助成費を支給する(償還払い)。 (2) 医療機関への支払いを国保連及び支払基金(以下、「国保連等」という。)に委託し、毎月、国保連等に医療費を支出する。 (3) 高額療養費分を保険者に請求する。 (4) 医療助成費について県補助対象者分とそれ以外について管理するとともに、県補助金の申請、請求、実績報告を行う。
水準	償還払いの申請時期	医療を受けた日の属する月の翌月から起算して5年以内。	医療を受けた日の属する月の翌月から起算して1年以内。
	償還払いの支給サイクル	月末までに受け付けた申請書について翌月末日に支払い。	月末までに受け付けた申請書について翌月末日に支払い。
	申請場所	本庁(子育て政策課の窓口)、住民窓口(マロニエ、いずみ、こゆるぎ)及び支所(支所7箇所)・連絡所(1箇所)	本庁(子ども課)
	処理件数	償還払い 74件/月 高額療養費 48件(平成27年度から引き継いだ件数)	約20件/月(償還払い)

調整方針(案)		
調整(案)内容	小田原市の例により統合。申請場所は所管課窓口のほか、市民の利便性を考慮しタウンセンター等の住民窓口で行う。	
調整内容決定の考え方	経理事務の流れは基本的に両市とも同じ。申請場所は所管課窓口のほか、市民の利便性を考慮しタウンセンター等の住民窓口で行う。	
水準	償還払いの申請時期	医療を受けた日の属する月の翌月から起算して5年以内。
	償還払いの支給サイクル	月末までに受け付けた申請書について翌月末日に支払い。
	申請場所	申請場所は所管課窓口のほか、市民の利便性を考慮しタウンセンター等の住民窓口。
	処理件数	償還払い 100件/月 高額療養費 48件(平成27年度から引き継いだ件数)
調整方針の区分	②小田原市の例により統合 a:合併時	

事務事業番号 081237	事務事業名 児童手当支給事業 (経理事務)
------------------	-----------------------------

		事務事業の現況	
市名		小田原市	南足柄市
事務事業概要		中学校修了（15歳に到達後の最初の年度末）までの児童を養育している公務員以外の者に対し、児童手当を支給する。	中学校修了（15歳に到達後の最初の年度末）までの児童を養育している公務員以外の者に対し、児童手当を支給する。
実施方法等		(1) 児童手当の支給対象者に、認定区分に応じた手当額を支給する。 (2) 児童手当・特例給付支給に関して、受給資格者からの申出があった場合には、学校給食費等の徴収に応じる。 (3) 認定区分（児童手当・特例給付）の管理を行うとともに、国庫及び県費負担金に対し、申請、請求、実績報告を行う。	(1) 児童手当の支給対象者に、認定区分に応じた手当額を支給する。 (2) 児童手当・特例給付支給に関して、受給資格者からの申出があった場合には、保育料（公立保育園）の徴収に応じる。 (3) 認定区分（児童手当・特例給付）の管理を行うとともに、国庫及び県費負担金に対し、申請、請求、実績報告を行う。
水準	支払日	定時支払：6・10・2月の10日（その日が日曜、土曜、祝日の場合はその日前の平日） 随時支払：定時払月及び5月、9月、1月をのぞく各月末	定時支払：6・10・2月の10日（その日が日曜、土曜、祝日の場合はその日前の平日） 随時支払：11月、12月、1月の各月の中旬
	支払方法	原則口座振込。やむを得ない場合（口座開設不可など）には現金支払	原則口座振込。やむを得ない場合には現金支払
	申し出徴収の取り扱い	受給資格者から学校給食費等（学校給食費等、教材費等、保育料、放課後児童クラブ保護者負担金）申出書が提出された場合には、各支払期月毎に徴収を行う。 （平成27年度実績：学校給食費等4件、教材費等5件、保育料23件、放課後児童クラブ保護者負担金26件）	受給資格者から保育料（公立保育園）申出書が提出された場合には、各支払期月毎に徴収を行う。 （平成27年度実績：保育料37件）
	未支払	未支払児童手当・特例給付請求書が提出された場合には、申請書を審査し対応する。未支払の支払日は通常の支払日ではなく、随時支払を行う。	未支払児童手当・特例給付請求書が提出された場合には、申請書を審査し対応する。未支払の支払日は通常の支払日ではなく、随時支払を行う。

調整方針（案）		
調整（案）内容	小田原市の例により統合する。	
調整内容決定の考え方	実施方法に大差なし。随時払いの日程と申し出徴収の取扱を小田原市の例に合わせる。	
水準	支払日	定時支払：6・10・2月の10日（その日が日曜、土曜、祝日の場合はその日前の平日） 随時支払：定時払月及び5月、9月、1月をのぞく各月末
	支払方法	原則口座振込。やむを得ない場合（口座開設不可など）には現金支払
	申し出徴収の取り扱い	受給資格者から学校給食費等（学校給食費等、教材費等、保育料、放課後児童クラブ保護者負担金）申出書が提出された場合には、各支払期月毎に徴収を行う。 （平成27年度実績：学校給食費等4件、教材費等5件、保育料60件、放課後児童クラブ保護者負担金26件）
	未支払	未支払児童手当・特例給付請求書が提出された場合には、申請書を審査し対応する。未支払の支払日は通常の支払日ではなく、随時支払を行う。
調整方針の区分	②小田原市の例により統合 a:合併時	

事務事業番号	事務事業名
82116	成人式開催事業

		事務事業の現況	
市名		小田原市	南足柄市
事務事業概要		「成人の日」に新たに成人となった者を祝福し、社会人としての自覚を高め、責任ある行動を促すため、成人のつどい（成人式）を開催する。	大人になったことを自覚し、自ら生き抜こうとする青年を祝い励ます会として成人式を開催する。成人式に対する新成人の主体的な関わりを図り、新成人としての自覚を促すとともに、自分たちの手で思い出に残る成人式を実施する。
実施方法等		広報やホームページにより募集（7月）した新成人により組織される「成人式運営委員会」に事業を委託し、主に第2部アトラクションの企画を行っている。事務局とともに前日のリハーサルを行い、成人のつどい当日は、第1部式典の司会とともに第2部アトラクションの運営を行う。また、当日の進行・運営に係る役員は青少年育成推進員などの関係団体に依頼している。	広報やホームページにより募集（4月）した新成人により組織される「成人式実行委員会」に事業を委託し、パンフレット及び入場時に放映する映像を作成する。また、式当日は司会・新成人のことは・受付などを担当する。青少年育成推進員に運営補助を依頼している。
水準	期日	平成28年1月10日（日）	平成28年1月10日（日）
	内容	第1部）式典（お祝いのことば、励ましのことば、新成人の抱負） 第2部）アトラクション（成人式運営委員会企画）	アトラクション（足柄ばやし保存会、足柄高等学校吹奏学部） 式典（式辞、祝辞、祝電披露、新成人のことば） 記念写真撮影（各出身中学校ごとに撮影）
	新成人数	1,881人（平成28年1月現在）	405人（平成27年11月現在）
	会場	小田原市民会館大ホール	南足柄市文化会館（愛称：金太郎みらいホール）

調整方針（案）		
調整（案）内容	小田原市の事務処理方式を適用する。	
調整内容決定の考え方	実施方法が同等である。	
水準	期日	成人の日
	内容	第1部）式典（お祝いのことば、励ましのことば、新成人の抱負） 第2部）アトラクション（成人式運営委員会企画）
	新成人数	2,286人（平成28年1月現在）
	会場	小田原アリーナ
調整方針の区分	①新たな事務事業・実施水準に再編 a:合併時	

事務事業調書
（経済部会）

事務事業番号	事務事業名
93143	定年帰農者農業支援事業奨励金

事務事業の現況

市名	小田原市	南足柄市
事務事業概要	農業の担い手不足及び耕作放棄地の解消を図るとともに、市民が生涯にわたり活躍できる社会の実現に資することを目的とする。	
実施方法等	小田原市定年帰農者農業支援事業奨励金交付要綱の規定に基づき、定年帰農者を雇用した農業に対する奨励金を交付する。	
水準	名称	定年帰農者農業支援事業奨励金
	要件 (対象、減免等)	補助対象者は、市内で農業経営を行う者。 補助対象事業は、市内の農地を新たに使用し、かつ、当該農地を耕作するために概ね60歳以上の市民（農業経営を行う者を除く。以下「非農家市民」という。）を新たに雇用して行う農業（交付対象期間中における農地面積又は非農家市民の雇用数の増減は、一の交付対象事業における事業内容の変更として取り扱う。）
	金額	1 から4に掲げる額の合計額（ただし、1,000円未満の端数があるときはこれを切り捨てた額） 1 交付対象期間中に被雇用者に支払われた賃金の額（ただし、被雇用者1人につき1月あたり5万円を上限とする。） 2 交付対象期間中に被雇用者に営農指導を行う者（申請者を除く）に支払われた謝礼の額（ただし、1月あたり2万円を上限とする。） 3 交付対象事業を実施するために必要な肥料その他資材等の購入額（ただし、交付対象期間中、農地面積10アールあたり5万円を上限とする。） 4 交付対象事業を実施するための被雇用者を募集するための経費（ただし、交付対象期間中10万円を上限とする。）
	財源率及び金額 (国、県、単独等)	単独10/10
	平成28年度予算額 (千円)	2780

調整方針（案）

調整（案）内容	小田原市の事務処理方式を適用する。	
調整内容決定の考え方	県内に実施事例がなく、プロダクティブ・エイジング（生涯現役社会）実現のため先進的な事業であるため、小田原市の事務処理方式を適用して実施する。	
水準	名称	定年帰農者農業支援事業奨励金
	要件 (対象、減免等)	補助対象者は、市内で農業経営を行う者。 補助対象事業は、市内の農地を新たに使用し、かつ、当該農地を耕作するために概ね60歳以上の市民（農業経営を行う者を除く。以下「非農家市民」という。）を新たに雇用して行う農業（交付対象期間中における農地面積又は非農家市民の雇用数の増減は、一の交付対象事業における事業内容の変更として取り扱う。）
	金額	1 から4に掲げる額の合計額（ただし、1,000円未満の端数があるときはこれを切り捨てた額） 1 交付対象期間中に被雇用者に支払われた賃金の額（ただし、被雇用者1人につき1月あたり5万円を上限とする。） 2 交付対象期間中に被雇用者に営農指導を行う者（申請者を除く）に支払われた謝礼の額（ただし、1月あたり2万円を上限とする。） 3 交付対象事業を実施するために必要な肥料その他資材等の購入額（ただし、交付対象期間中、農地面積10アールあたり5万円を上限とする。） 4 交付対象事業を実施するための被雇用者を募集するための経費（ただし、交付対象期間中10万円を上限とする。）
	財源率及び金額 (国、県、単独等)	単独10/10
	平成28年度予算額 (千円)	2780
調整方針の区分	②小田原市の例により統合	a:合併時

事務事業調書
（建設部会）

事務事業番号	事務事業名
111129	狭あい道路用地等取得事務

		事務事業の現況	
市名		小田原市	南足柄市
事務事業概要		家屋の建替え時等にあわせて、建築基準法第42条第2項及びこれに準じる道路用地を確保するため、要綱に基づき社会資本整備総合交付金を活用して、用地取得等及び物件除却補償の事務を行う。	該当なし
実施方法等		小田原市建築行為等に関する後退用地の確保及び整備に関する要綱に基づき、建築行為等にあわせて後退用地を確保するため、土地の分筆、買収、物件除却補償を行った上で、道路整備を実施する。	
水準	申請件数	108件 ※平成27年度実績	
	対象	建築基準法第42条第2項の規定に基づく道路及びこれと同等の道路に接した敷地の建築行為等	

		調整方針（案）	
調整（案）内容		小田原市の事務処理方法を適用する。	
調整内容決定の考え方		南足柄市も含めて建築主事を置く特定行政庁となるため、道路行政と建築行政が連携した対応が必要となる	
水準	申請件数	108件（平成27年度実績小田原市分）×1.5倍＝162件	
	対象	建築基準法第42条第2項の規定に基づく道路及びこれと同等の道路に接した敷地の建築行為等	
調整方針の区分		②小田原市の例により統合	a:合併時

事務事業調書
(下水道部会)

事務事業番号 1 2 1 1 6 3	事務事業名 排水設備及び下水道接続関係事務
-----------------------	--------------------------

		事務事業の現況	
市名		小田原市	南足柄市
事務事業概要		排水設備計画等の審査及び施工検査を行うとともに、工事完了排水設備工事台帳をデータ管理する。また、公費で公共樹の設置等を行う。	排水設備新設等確認申請書の審査及び施工検査を行うとともに、工事完了排水設備工事台帳をデータ管理する。また、公費で公共樹の設置等を行う。
実施方法等		審査及び検査については、排水設備工事時、申請された排水設備工事台帳の排水計画、ますの深さ、管路勾配等の審査を行う。工事完了後の出来高図面を基に、ます間距離、ます深等の現地検査を行い、検査合格のものに対し標章を貼る。 公共樹の設置については、申請受付確認後、設計積算し、工事発注及び施工管理を行う。	審査及び検査については、排水設備工事前に申請された排水設備新設等確認申請書の排水計画、ますの深さ、管路勾配等の審査を行う。工事完了後の出来高図面を基に、ます間距離、ます深等の現地検査を行い、検査合格のものに対し標章を貼る。 公共樹の設置については、申請受付確認後、設計積算し、工事発注及び施工管理を行う。
水準	排水設備工事件数（年間）	平成27年度排水設備工事申請件数 946件	平成27年度排水設備工事申請件数 154件
	公共樹公費設置要件	以下のすべて要件を備えた私有地であること (1) 公道又は私道に接していること。 (2) 公共下水道に接続する計画が具体的かつ明確であること。 (3) 既存の公共ます等が設置されていないこと。 (4) 道路との境界が明確であること。 (5) 当該私有地の土地所有に係る訴訟などの紛争がないこと。	以下のすべて要件を備えた私有地であること (1) 公道又は私道に接していること。 (2) 公共下水道に接続する計画が具体的かつ明確であること。 (3) 既存の公共ます等が設置されていないこと。 (4) 道路との境界が明確であること。 (5) 当該私有地の土地所有に係る訴訟などの紛争がないこと。
	公共樹私費設置要件	以下の公共樹等の設置は、自らが施行する (1) 開発行為等に伴う設置 (2) 区域外流入に伴う設置	以下の公共樹等の設置は、自らが施行する (1) 開発行為等に伴う設置 (2) 区域外流入に伴う設置
	公共樹設置工事数	100件（平成27年度）公費	3件（平成27年度）公費

調整方針（案）		
調整（案）内容	両市の事務処理方式は同様であり、これを適用するが、公共樹設置要件を見直して実施する。	
調整内容決定の考え方	新たに「分筆等による新規公共ます設置」を公共樹私費設置要件として追加し、経費削減を図る。ただし、周知期間等が必要なため、新たな設置要件の実施は合併後1年以内とする。	
水準	排水設備工事件数（年間）	平成27年度排水設備工事申請件数 1,100件
	公共樹公費設置要件	以下のすべて要件を備えた私有地であること (1) 公道又は私道に接していること。 (2) 公共下水道に接続する計画が具体的かつ明確であること。 (3) 既存の公共ます等が設置されていないこと。 (4) 道路との境界が明確であること。 (5) 当該私有地の土地所有に係る訴訟などの紛争がないこと。
	公共樹私費設置要件	以下の公共樹等の設置は、自らが施行する (1) 開発行為等に伴う設置 (2) 区域外流入に伴う設置 (3) 分筆等による新規公共ます設置
	公共樹設置工事数	21件
調整方針の区分	①新たな事務事業・実施水準に再編 b:合併後	

事務事業調書
（水道部会）

事務事業番号	事務事業名
131158	料金徴収

		事務事業の現況	
市 名		小田原市	南足柄市
事務事業概要		水道料金及び下水道使用料に係る窓口、徴収、更正、債権管理や分水等他事業体との水の融通に係る事務処理を行う。	水道料金及び下水道使用料に係る窓口、徴収、更正、債権管理や分水等他事業体との水の融通に係る事務処理
実施方法等		水道メーターを検針し、水道料金等を算出、請求する。 滞納者に対する徴収事務（給水停止を含む、窓口営業時間外の間検対応は株式会社小田原水道サービスセンターに委託）を行う。 水道使用の開始及び中止を窓口又は電話にて手続き等を行う。 水量認定に係る申請の受理、審査及び決定通知の送付を行う。 分水等に係る協定の締結、費用の支払、請求を行う。	水道メーターを検針し、水道料金等を算出、請求する。 滞納者に対する徴収事務（給水停止を含む、窓口営業時間外の間検対応なし）を行う。 水道使用の開始及び中止を窓口又は電話にて手続き等を行う。 水量認定に係る申請の受理、審査及び決定通知の送付を行う。 分水等に係る協定の締結、費用の支払、請求を行う。
水準	委託状況	平成19年度から一括委託、平成29年9月まで（第一環境圏）	平成23年度から一括委託、平成29年9月まで（第一環境圏）
	検針・請求サイクル	2地区に分割、隔月検針隔月請求（納付書現地投函あり）	隔月（奇数月）検針、翌月請求（納付書現地投函なし）
	給水停止サイクル	当初の納期限から2ヵ月半後	当初の納期限から2ヵ月後
	水量認定基準	別紙1のとおり	別紙1のとおり
	窓口営業時間	平日8:30～19:00（給停時は20時まで待機）、休日8:30～17:00、祝日は営業しない	平日8:30～17:00（給停時は20時まで）、休日・祝日は営業しない

調整方針（案）		
調整（案）内容	小田原市の事務処理方法を適用する。	
調整内容決定の考え方	合併後の水道料金センターを小田原市水道局庁舎内に設置する。	
水準	委託状況	新市給水区域全体を対象に1つの業務委託契約とする。水道料金センターは、小田原市水道局内に設置する。
	検針・請求サイクル	2地区に分割、隔月検針隔月請求（納付書現地投函あり）
	給水停止サイクル	当初の納期限から2ヵ月半後
	水量認定基準	小田原市の例による。
	窓口営業時間	平日8:30～19:00（給停時は20時まで待機）、休日8:30～17:00、祝日は営業しない
調整方針の区分	②小田原市の例により統合 a:合併時	

水量認定基準について

	小田原市	南足柄市	会津若松市
認定の要件	①使用者及び所有者の責めに帰すことができない理由による水道メーター以下の給水管の地中破裂等による地中漏水	①使用者又は所有者の善良な管理等を前提とした、地下等の埋設部分の漏水	①水道メーターの異常
	・漏水修理が完了しており、かつ受水槽がある場合は、漏水箇所が受水槽より手前である場合	・漏水修理が完了している	②使用水量が不明 ア) 盛土・水没・積雪等により検針ができない場合 イ) 市の指定給水装置工事事業者が調査しても漏水箇所が確定できないもの ウ) 上記①及びア)、イ) の場合以外で使用水量が確定できない場合について、管理者が必要と認めた場合
	・使用者の過失による漏水、露出管からの漏水、トイレのボールタップ不良、蛇口などのパッキンのゆるみ、給湯器などの故障による漏水は対象外	・給水栓以下の装置不良や破損によるものは対象外	
	・市の指定給水装置工事事業者が漏水修理を行った場合	・市の指定給水装置工事事業者が漏水修理を行った場合	※漏水による料金の減免適用範囲 ア) 地下漏水、不凍水抜栓の不良による漏水、特殊器具及び高架タンクの給水装置の器具不良による漏水、凍結に伴う給水管破裂による漏水 イ) 不凍水抜栓の操作不良による漏水
・漏水の原因が腐食などの劣化によるものである場合			
	・過去1年以内に2回以上漏水認定されていない場合		
	②水道メーターの異常	②水道メーターの異常	ただし、下記の場合は減免対象外 ・蛇口など、直ぐに発見できるところでの漏水 ・市指定給水装置工事事業者以外で漏水修理した場合
	③検針不能	③検針不能	
認定の適用期間	・原則1期(2ヶ月)分とするが、特別な理由があるときは最大2期(4ヶ月)分とする。	・原則1期(2ヶ月)分	・②は2期(4ヶ月)までを目安 ・漏水による料金の減免は、原則1期(2ヶ月)分
認定の方法	①使用実績による方法 今回の使用状況を家族構成、営業状態等から調査し、前回又は前年同期を勘案した使用水量による。	①使用実績による方法 前回又は前年同期分をもとに使用水量を推定し、水道料金を算出(算出料金を超えた分を減額)	①及び②の場合は、 ・前4月間の使用水量 ・前年度同期の使用水量 ・世帯人員 ・類似する使用形態における使用水量のいずれかを考慮して水量を認定する。
	②使用水量の日割計算による方法 水道メーターの取替え又は修繕後の1日平均使用水量に料金算出の基礎となる期間の日数を乗じた水量による。	②使用水量の日割り計算による方法 取替えや修繕後の1日平均使用水量に、料金算出の基礎となる期間の日数を乗じた水量で水道料金を算出(算出料金を超えた分を減額)	※漏水による料金の減免適用範囲 ア) の場合 検針水量から前年同期使用水量又は前4カ月間の平均水量の2カ月分の使用水量(実績使用水量)を差し引いた水量の2分の1を減免する。実績使用水量の3倍を超える場合は3倍を限度とし、超える水量を軽減。
	③過去の使用実績に漏水負担量を加算した水量で水道料金を算出(算出料金を超えた分を減額)	③過去の使用実績に漏水負担量を加算した水量で水道料金を算出(算出料金を超えた分を減額)	※漏水による料金の減免適用範囲 イ) の場合 検針水量から前年同期使用水量又は前4カ月間の平均水量の2カ月分の使用水量(実績使用水量)を差し引いた水量の3分の1を減免する。実績使用水量の3.5倍を超える場合は3.5倍を限度とし、超える水量を軽減。

事務事業番号	事務事業名
131232	閉庁時市民等対応業務

		事務事業の現況	
市名		小田原市	南足柄市
事務事業概要		閉庁時における漏水の通報、給水装置の故障や苦情など、市民等からの各種問合せに対応する。	閉庁時における市民等からの漏水や給水装置の故障など、各種問合せの対応を行う。
実施方法等		<ul style="list-style-type: none"> 閉庁時の市民等からによる閉庁時の問い合わせに対して、漏水修繕待機業務委託をしている(株)小田原水道サービスセンターが受付し、必要な場合は現場確認を行うなどの対応を行う。 道路漏水など緊急性のあるものについては、水道局の当番職員に連絡をし、現場対応を要請する。 	<ul style="list-style-type: none"> 市民等からによる閉庁時の問い合わせは、守衛及び日直（職員）が24時間体制で受け付け、問い合わせ内容により現場確認や修繕を行っている。 問い合わせ内容（漏水、にぎり、出水不良、等）により、当番職員（技術・一般職員が1週間交代）が現場対応を行う。
水準	問合せ件数	701件（うち緊急性があり局職員が対応した件数26件）（H27）	50件（職員対応50件）
	初期対応（受付）	市民等からの問合せについては、漏水修繕待機業務の受託者が受け付けをする。 夜間休日待機者1名	24時間体制で受付をする。（8:30~17:15は日直が受付、17:15~8:30は守衛が受付。）
	初期対応（現場確認）	状況に応じて漏水修繕待機業務受託者が現場確認を行い、緊急性が高い案件については局職員（当番職員）に連絡し現場対応を要請する。	漏水箇所が水道メーター上流側の場合は、当番職員が対応する。 漏水箇所が水道メーター下流側の場合は、修理業者を紹介する。
	職員の対応	技術職員7名が1週間交替で当番を行う。	当番職員が状況により現場を確認する。1名（技術職員：5名、一般職員：1名）が1週間交替で対応する。

調整方針（案）		
調整（案）内容	小田原市の実施方法を適用する。	
調整内容決定の考え方	<p>閉庁時における市民等からの漏水の通報や給水装置の故障などの各種問合せに対する対応については、受付から現場確認、状況に応じた応急処置を行うことのできる業者に委託することにより、迅速かつ適正な対応が図れることから、小田原市の実施方法を適用する。</p> <p>【複数案提示できない理由】 両市の業務量を合わせた業務を職員で対応することが困難であり、業者に委託することが望ましいため。</p>	
水準	問合せ件数	751件（うち緊急性があり局職員が対応した件数76件）
	初期対応（受付）	市民等からの問合せについては、漏水修繕待機業務の受託者が受け付けをする。 夜間休日待機者 1名
	初期対応（現場確認）	状況に応じて漏水修繕待機業務受託者が現場確認を行い、緊急性が高い案件については、局職員（当番職員）に連絡し、現場対応を要請する。
	職員の対応	受託者からの要請に対応するため、職員が交替で当番を行う。
調整方針の区分	②小田原市の例により統合 a:合併時	

事務事業調書
（教育部会）

事務事業番号 141148	事務事業名 特別支援教育相談事業事務
------------------	-----------------------

		事務事業の現況	
市名		小田原市	南足柄市
事務事業概要		特別支援教育相談室「あおぞら」の運営業務（スタッフは教育相談員及び臨床心理士の資格を持つ心理相談員）。様々な課題を持つ子どもや保護者及び教員を対象に相談を受けるほか、支援方法の助言や発達検査等を行う。	(該当なし)
実施方法等		保護者および教職員の相談に対応。電話相談、面談、発達検査、学校訪問等をおこなっている。必要に応じて、関係諸機関との連携をはかる。	
水準	配置職員	教育相談員2名（市費非常勤特別職員）、心理相談員1名（謝礼）	
	予算（謝礼）	16,600円×130回=2,158,000円	

		調整方針（案）	
調整（案）内容		現状のまま両市の児童生徒を対象として実施する。	
調整内容決定の考え方		可能な範囲で事業を継続する。	
水準	配置職員	特別支援教育相談員：2名（市費非常勤職員）	
	予算（謝礼）	16,600円×122回=2,025,200円	
調整方針の区分		②小田原市の例により統合	a:合併時

事務事業番号	事務事業名
141177	校内支援室指導員・学校支援員配置事務

		事務事業の現況	
市名		小田原市	南足柄市
事務事業概要		学校には行けるが教室には行けない児童生徒の居場所であり、教室復帰のステップの場である校内支援室に支援員（臨時職員）を配置する。教室に行くことが難しい生徒に対して、寄り添いながらきめ細やかな支援を行う。	個別の支援を要する生徒に対して別室における学習指導や個別支援を行うことにより、不登校等の未然防止を図る。
実施方法等		中学校の校内支援室に校内支援室指導員を配置する。指導主事や教育相談員等による不登校に係る学校訪問を実施する中で、校内支援室の運営について助言をしたり、他校のよい取組を紹介したりする。	中学校3校に1名ずつ学校支援員を配置 学校支援員は、別室で不登校生徒や個別の支援を要する生徒に対して学習指導を行う。 別室での指導が必要な生徒がいない場合は、教室において生徒を支援する。
水準	配置校	市内中学校のうち6校（5名分の予算で6校に配置）	各中学校区（中学校1校、小学校2校）に1名
	予算（賃金）	@910円×5.5h×196日×5人=4,904,900円	@960円×6h×202日×3人

		調整方針（案）	
調整（案）内容		両市の予算を併せた範囲内で、小田原市校内支援室指導員の時給、勤務時間に合わせて配置する。	
調整内容決定の考え方		可能な範囲での事業の継続を図る。	
水準	配置校	中学校9校	
	予算（賃金）	@930円×5.5h×190日×9人=8,570,880円	
調整方針の区分		②小田原市の例により統合 a:合併時	

事務事業番号	事務事業名
141187	日本語指導等協力者派遣事業

		事務事業の現況	
市名		小田原市	南足柄市
事務事業概要		外国につながるのある児童生徒に対する日本語指導等において、教員の支援を行う協力者(謝礼)を派遣する。	日本語指導を必要とする外国につながるのある児童生徒に対して必要な支援を行う支援員を派遣する。
実施方法等		市の広報誌・HPで日本語指導等協力者を募集。 年度末に各学校に日本語指導等が必要な児童生徒についての調査を実施。 協力者の勤務可能条件と児童生徒の状況をもとに派遣について決定する。 対象児童生徒への日本語指導の実施状況について、対象児童生徒在籍校からの報告をもとに把握する。	該当の児童生徒の母語が堪能な支援員を雇用し、その学校に派遣する。
水準	予算(謝礼)	1回につき2,000円×940回=1,880,000円(1回1時間程度)	@980円×5h×33日×1人=161,700円
	時期・回数	年間20回(平成28年5月開始の場合)	1名のみ、期間は3ヶ月程度
	協力者実働者数	13名(平成28年6月現在)	1名
	派遣対象児童・生徒数	37名(平成28年6月現在)	1名
	対象	日本語指導が必要な児童生徒	日本語指導が必要な児童生徒の在籍校

		調整方針(案)	
調整(案)内容		両市の予算を併せた範囲内で、小田原市の条件等で実施する。	
調整内容決定の考え方		可能な範囲で事業を継続する。	
水準	予算(謝礼)	1回につき2,000円×761回=1,522,000円(1回1時間程度)	
調整方針の区分		②小田原市の例により統合	a:合併時

事務事業番号	事務事業名
141221	少人数指導スタッフ配置事務

		事務事業の現況	
市 名		小田原市	南足柄市
事務事業概要		小学校1～6年生について、少人数指導やチームティーチング指導をする際に必要なスタッフ(臨時職員)を配置する。	該当なし
実施方法等		少人数指導スタッフの募集と採用、雇用に関する事務を行う。配置基準に基づいて配置校を決定し、スタッフを配置する。 配置スタッフの資質の向上に向けた研修を実施する。	
水準	配置基準	小学校3～6年生で、35人以上の学級数が多い学校から順次配置する。	
	平成28年度配置人数	4校に4名	
	資格	有効な小学校教諭専修、1種または2種免許を有するもので児童の教育に熱意のあるもの	
	予算(賃金)	@1,600円×6時間×193日×5人=9,264,000円	

調整方針(案)		
調整(案)内容	小田原市の例により実施するが、対象児童数が増加することから、事業を拡大して実施する。	
調整内容決定の考え方	よりきめ細やかな学習指導を実施していくために、合併後も少人数指導の充実を図る。	
水準	配置基準	小学校3～6年生で、36人以上の学級数が多い学校から順次配置する。
	予算(賃金)	@1,600円×6時間×190日×5人=9,120,000円
調整方針の区分	②小田原市の例により統合 a:合併時	

事務事業番号	事務事業名
141222	スタディ・サポート・スタッフ配置事務

		事務事業の現況	
市名		小田原市	南足柄市
事務事業概要		小学校1・2年生において、1クラスの児童数が30人を超え、35人以下の学級のある学校に、学級担任の補助をし、児童の学習面や生活面をサポートするスタディ・サポート・スタッフ(臨時職員)を配置する。	(該当なし)
実施方法等		スタディ・サポート・スタッフの募集と採用、雇用に関する事務を行う。配置基準に基づいて配置校を決定し、スタッフを配置する。 配置スタッフの資質の向上に向けた研修を実施する。	
水準	配置基準	・小学校1・2年生で、30人を超え35人以下の学級がある学年に1人 ・それに加え1つの学年に3学級以上が2学年ある場合は1人	
	平成28年度配置人数	1年生…8校に9名 2年生…12校に12名	
	資格	有効な小学校教諭専修、1種または2種免許を有するもので児童の教育に熱意のあるもの	
	予算(賃金)	1年生：@910円×4時間×193日×12人=8,430,240円 2年生：@910円×4時間×193日×11人=7,727,720円	

		調整方針(案)	
調整(案)内容		小田原市の予算の範囲内で実施する。	
調整内容決定の考え方		可能な範囲で事業の継続を図る。	
水準	配置基準	小学校1・2年生で、30人を超え35人以下の学級がある学年に1人	
	予算(賃金)	@910円×4時間×190日×21人	
調整方針の区分		②小田原市の例により統合	a:合併時

事務事業番号 141232	事務事業名 新学習指導要領対応非常勤講師・武道指導非常勤講師配置事務
------------------	---------------------------------------

		事務事業の現況	
市 名		小田原市	南足柄市
事務事業概要		平成24年度からの中学校新学習指導要領の完全実施に伴い、国の定める教職員定数では対応が困難な教科の専門性を保つため、専門的な教科指導ができる非常勤講師（臨時職員）を配置する。	該当なし
実施方法等		年度末（1月～3月）に行う各中学校への調査をもとに調整・決定を行い、中学校で学習指導ができる非常勤講師を配置する。	
水準	配置人数	9人（5、6校を配置対象校に想定。技術・家庭科、美術科、音楽科、英語科等教員の配置を想定）	
	配置日数等	教科：年間81日×5.5h 武道：年間14日×5h	
	予算	教科：@1,600円×5.5h×81日×9人=6,415,200円 武道：@910円×5h×14日×4人=254,800円	

		調整方針（案）	
調整（案）内容		小田原市の例により実施する。小田原市の予算の範囲内で実施する。	
調整内容決定の考え方		生徒の学力向上に向け、可能な範囲で配置する。	
水準	配置日数等	教科：578日（1日5.5h） 武道：39日（1日5h）	
	予算	教科：@1,600円×5.5h×578日=5,086,400円 武道：@910円×5h×39日=177,450円	
調整方針の区分		②小田原市の例により統合	a:合併時

事務事業番号 142132 142143 142146 142148	事務事業名 児童生徒等の健康診断事業等
------------------------------------------------	----------------------------

		事務事業の現況	
市名		小田原市	南足柄市
事務事業概要		学校保健安全法に基づいた児童生徒に関する健康診断	・学校保健安全法に基づいた児童の健康診断等を行う。
実施方法等		<ul style="list-style-type: none"> ・学校医による内科健診・耳鼻科健診・眼科健診・歯科検診を実施する ・委託業者による尿検査を実施する。 ・委託業者による心臓検診（12誘導心電図検査/心エコー）を実施する。精密検査が必要となった場合は、胸部直接撮影、12誘導心電図検査、診察、身長、体重、血圧検査、医師の指示により負荷心電図検査を行う。 ・心臓検診の対象は小学校1年生と4年生、中学校1年生 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校医による内科健診・耳鼻科健診・眼科健診・歯科検診を実施する ・委託業者による尿検査を実施する。 ・委託業者による心臓検診（12誘導心電図検査）を実施する。精密検査が必要となった場合は、胸部直接撮影、12誘導心電図検査、診察、身長、体重、血圧検査、医師の指示により負荷心電図検査を行う。 ・心臓検診の対象は小学校1年生と中学校1年生
水準	時期	学校保健安全法に基づいて6月30日までにを行う	学校保健安全法に基づいて6月30日までにを行う
	対象	全児童生徒・幼児に対して実施する。	全児童生徒に対して実施する。
	健康診断の項目	学校保健安全法定内：内科・歯科検診等・尿検査・心臓検診小学校1年生・中学校1年生 法定外：心臓検診小学校4年生	学校保健安全法定内：内科・歯科検診等・尿検査・心臓検診小学校1年生・中学校1年生 法定外は実施していない。
	検査器具の消毒	内科、耳鼻科、歯科検診の検査器具（舌圧子・鼻鏡・耳鏡・ミラー）の消毒を行う。	内科、耳鼻科、歯科検診の検査器具（舌圧子・鼻鏡・耳鏡・ミラー）の消毒を行う。
	学校環境衛生	学校保健安全法に基づく、教室の空気・照度及び水道水の検査等の実施	学校保健安全法に基づく、教室の空気・照度及び水道水の検査等の実施

		調整方針（案）
調整（案）内容		南足柄市の水準に合わせる。
調整内容決定の考え方		両市ともに法的に進めているので自治体間の差異は少ない。新市に引き継ぐ時に学校保健安全法に基づいて実施することとし、法定外で行っている4年生の心臓検診のみ廃止で調整。
水準	時期	学校保健安全法に基づいて6月30日までにを行う
	対象	全児童生徒・幼児に対して実施
調整方針の区分		①新たな事務事業・実施水準に再編 a:合併時